

令和2年11月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和2年12月10日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

須見委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和3年度に向けた教育委員会の施策の基本方針について（資料1）

榑教育長

教育委員会に関する事項につきまして、2点、御報告を申し上げます。

まず1点目、資料はございませんが、徳島市の小学生が新型コロナウイルスに感染した事例について御報告させていただきます。

去る12月8日、徳島市の小学校に在籍する児童1名の陽性が確認されました。

これを受けまして、徳島市教育委員会におきましては、同日の6時限目を臨時休業とすること、翌9日及び10日を臨時休業とすることを決定し、保護者に連絡するとともに県教育委員会にも報告を頂いたところです。

学校関係では、クラスメイト27名、教員1名、同じ学童クラブを利用する児童15名の計43名が濃厚接触者として特定されており、PCR検査の結果、全員が陰性であったことが、先ほど保健福祉部から発表されたところです。

県教育委員会では12月8日に、県教育委員会関係課所属長等からなる学校における新型コロナウイルス感染症対策チーム会議を開催し、情報共有を図りました。

その上で、同日付けで県立学校及び市町村教育委員会に対しまして通知文書を発出し、感染拡大防止対策を徹底するよう注意喚起を行ったところです。

今後とも、学校でクラスターを発生させないとの方針の下、児童生徒の安全確保にしっかりと取り組んでまいります。

続きまして2点目は、令和3年度に向けた教育委員会の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

これは、全庁的な取組といたしまして、委員会における御審議の充実に資するため、来年度の予算編成に向けた各部局の施策の基本的な方針や方向性を御報告することとし、併せて、その内容を県ホームページ上に掲載し、県民の皆様にも広くお知らせしようとするものです。

来年度の予算編成に当たり、教育委員会においては、コロナ禍の今こそ、徳島教育大綱に掲げた未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる「人財」の育成を図ってまいりま

す。

まず、資料上段、未知を切り拓く共通戦略でございます。

令和3年度の施策を進める上で、大きく三つの戦略を常に念頭に置き、相乗効果と一石多鳥を実現してまいります。

一つ目の戦略、GIGAスクール構想の展開では、一人1台タブレット端末をフル活用し、新たな工夫を凝らしながら、個別最適化された学びの充実や全教員が取り組む授業改善、家庭における通信環境の確保により、教育デジタルトランスフォーメーションの加速を図ってまいります。

特に、GIGAスクール構想の推進は、働き方改革や学力向上など今後の本県教育の根幹を成すものであり、積極果敢に推進してまいります。

二つ目の戦略、働き方改革の推進では、GIGAスクール構想の実装を通じた業務改善を積極的に実現するとともに、教員志望の学生や退職教員等の地域人材を活用する学びサポーターの配置充実など、外部人材の更なる活用により教員が本来担うべき業務に専念できる体制を構築してまいります。

三つ目の戦略、ダイバーシティとくしまの実現では、現在、新しい時代の特別支援学校の在り方について検討委員会を設置の上、議論を進めているところであり、来春にも策定される特別支援学校の設置基準に即応し、全国を先導するモデルとなる特別支援学校の整備をスピード感を持って進めてまいります。

また、来年度は、全国初の県立夜間中学である、しらさぎ中学校が開校いたします。

年代や国籍を越えた多様な教育を提供するとともに、学校間連携や地域交流の推進など徳島ならではの教育モデルを積極的に発信してまいります。

これら3本を共通戦略と位置付け、下段記載の令和3年度重点施策に取り組んでまいります。

まず、Ⅰ、とくしま回帰の推進では、児童生徒が大学生や地域の方々と地域課題の解決に向けて、課題共有にとどまらず解決策を実装していく世代を越えてつながる社会教育を新たに実施することにより、ふるさと徳島への郷土愛を育てるとともに、とくしま回帰の加速を図ってまいります。

次に、Ⅱ、学びの深化では、これまで対面により実施してきた学校間連携による6次産業化教育や外国語教育などについて、新たに対面とオンラインのハイブリッドで実施するなど学びの深化を図ってまいります。

最後に、Ⅲ、健全な心身の育成では、部活動指導員の配置促進による働き方改革の推進や専門性を有する外部講師のオンライン指導をはじめ、ICTを活用した文化部活動の推進など部活動の進化を図ってまいります。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

須見委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山西委員

私事で恐縮ですが、喉を痛めておりましてお聞き苦しい点があるかも分かりませんが御了承いただきたいと思います。念のため、朝一番に主治医の診察を受けて来ておりますので、付け加えておきたいと思います。

順次質問させていただきたいと思いますが、質問に入る前に、先ほど教育長から来年度に向けた方向性についてお話を頂いたところでありましたけれども、やはりコロナ禍という状況を目の当たりにして、今正に私たちが急激な時代の変化に対応できるのかということが問われているのだろうというふうに思っています。

その上で、新時代を担う人材を育成する教育分野こそ、真っ先に変革が求められているのではないかと考えます。

今日も様々な質問をさせていただきますが、改革するのか挑戦するのか、教育委員会の本気度を確認したいと思いますので、前向きな御答弁を頂きたいと思います。

さきの本会議における重清議員の質問で、教育長から、仮称ではありますが、新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議を新たに設置をするという答弁がありました。

今、この会議を設置する目的を改めて確認しておきたいと思います。

高崎教育創生課長

ただいま山西委員より、仮称でございますが、新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議を設置する目的について御質問を頂きました。

県教育委員会では、これまで6次産業化に対応した新たなタイプの専門高校や本県初となります城ノ内中等教育学校の開校、また阿南光高校新野キャンパスを徳島大学のサテライトキャンパスとする高大接続教育の展開など、特色ある学校づくりを推進してまいりました。

一方で、少子化に伴う生徒数減少をはじめ、社会の在り方が劇的に変わるSociety 5.0の時代の到来や新型コロナウイルス感染拡大など、予測が困難な時代における対応など自ら未来を切り開いていくことのできる人材を育成するため、各高校における教育活動の方向性をより一層明確に定める必要があると認識しております。

折しも、国の中央教育審議会におきましても高校の特色化・魅力化方策につきまして検討がなされており、県教育委員会といたしましてもこの機会をしっかりと捉え、様々な観点から最適な高校の在り方を検討いたしまして、本県公立高校の目指すべき将来像を描くことが不可欠であると考え、仮称ではありますが、新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議を新たに設置し、具体的な検討を進めることとしたところでございます。

山西委員

高校は義務教育機関ではありませんけれども、本県においては高校や高等専門学校等への進学率は99パーセントに達しているところでございます。

一方、人口減少社会にあって地域の生徒数の減少が避けられない中、本県公立高等学校の目指すべき将来像を描くためにも、この会議でどのような内容を議論するつもりか御答

弁いただきたいと思います。

高崎教育創生課長

山西委員より、この会議で議論する内容について御質問を頂きました。

この会議では、主に三つの方策について議論していただきたいと考えております。

具体的には、まず1点目といたしまして、多様な生徒の学びに応える特色と魅力ある学校づくりの更なる推進方策、2点目といたしまして、将来的な生徒数減少が避けられない中におきましても、生徒同士が学び合い切磋琢磨^{せつ さ たく ま}する学校ならではの協働的な学びを確保する方策、3点目といたしまして、地域振興の核として高校教育の質の向上に取り組む動きがある中、地域の新たな活力創出に向けた施設の利活用の方策等について議論をしていただきたいと考えているところでございます。

山西委員

今、御答弁を頂きましたけれども、ここで一つ気になるのは、今回の会議において高校の再編についても議論の対象になるのかどうか、このあたりの見解を伺いたいと思います。

高崎教育創生課長

この会議の中で、高校の再編についても議論の対象とするのかと御質問を頂きました。

前提といたしまして、本県におけます中学校の卒業生数でございますが、令和2年3月には約6,200人で行いました。令和3年3月には前年比で353人の減と大きく減少するものの、今後の四、五年は増減を繰り返しまして、生徒数が大幅に減少する状況にはございません。

しかしながら、10年後には現在よりも約1,000人程度の生徒数の減少が見込まれており、10年後、更にはその先を見据え、各高校における特色化、魅力化を進める方策について議論していただき、本県公立高校に期待することや協働的な学びを確保できる学校規模、配置の在り方、地域社会における存在意義等、最適な高校の在り方について幅広く御意見を頂きたいと考えているところでございます。

山西委員

再編について、たちまち具体的に議論するという事はないというふうに受け止めております。

高校の再編については様々な御意見がありますので、拙速な議論は控えていただきたいと思いますが、やはり10年後、20年後の大きなビジョンの中で今後どうやっていくのかという大局観に立った前向きな議論というのは必要でありますので、そういった観点で進めていただければと思います。

それから4点目でございますが、10年後、更にその先を見据えて、今のうちから将来に向かって多様な角度から議論するという方向性については評価したいと思いますけれども、その中で今回の会議がこういったメンバー構成になるのか、そのあたりはどのように考えていますでしょうか。

高崎教育創生課長

検討会議の委員について御質問を頂きました。

委員につきましては、大学や企業、経済団体の関係者の方、また学校関係者など各界、各層から男女等のバランスも考慮し、選出することとしており、現在委員の選定を行っているところでございまして、全体では15名程度からなる会議にしたいと考えております。

委員の皆様の多様な経験と知見を生かすことで、特色と魅力ある学校づくりの更なる推進方策や学校ならではの協働的な学びの確保などの検討事項につきまして、幅広い観点に立脚して議論を進めていただくことが可能であると考えております。

山西委員

各界各層からの幅広い意見をしっかりと聞いていただきたいと思いますけれども、この会議ではどれぐらいの時間を掛けて議論する予定なのか、スケジュール感についてお尋ねしたいと思います。

高崎教育創生課長

この会議のスケジュールについて御質問を頂きました。

現在、委員の選定を行っているところでございまして、委員が決まり次第、年明けの1月下旬を目途に第1回の会議を開催したいと考えております。

その後は議論の進捗状況を見極めながらになりますが、全体としては6回から7回程度の検討会議を開きまして、パブリックコメントを経て、令和3年中に意見を取りまとめたいただきたいと思いますと考えております。

山西委員

よく分かりました。

6回から7回程度の会議を開くということですが、その会議の中でこういった議論がなされているのかということ、是非、当委員会においてもその都度状況を報告していただくようお願いしておきたいと思います。

特に普通科はほかの学校との違いが見えにくいという状況があるのではないかと、かねがね思っております。

ある意味で、もしかしたら普通科はどの学校も同じでなければならないというこれまでの見方があったのかもしれないという思いもしています。

しかし、先ほど高崎課長からも御答弁を頂いたように、これからいかに魅力的な学校にしていくのか、この学校でしか学べない授業をいかに作っていくのか、そういったことで他校との違いを見せていくということが正に求められているのだらうと思っております。

大局観に立った幅広い議論を期待しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、コミュニティ・スクールについてもお尋ねしたいと思ひます。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度についてでございますが、この間、確か井下委員も本会議で御質問されたように記憶しておりますが、文部科学省においては令和4年度までに全ての公立学校での導入を目指す中、本県においても本年3月末に新たな徳

島県学校運営協議会規則を制定し、令和2年度から県立学校でのコミュニティ・スクール導入に向けた条件が整備されたところであると認識しております。

現時点で県立学校への導入はどのようなになっているのか、まず状況を確認しておきたいと思います。

木屋村学校教育課長

ただいま山西委員から、現時点での県立学校でのコミュニティ・スクール導入状況について御質問を頂いております。

本年は5月20日まで新型コロナウイルス感染症による学校の一斉臨時休業を経まして、7月に本県の県立学校として初めて海部高校と那賀高校の2校、それから9月に名西高校が学校運営協議会を設置し、合わせて3校がコミュニティ・スクールとしての取組を開始しております。

3校の協議会の委員構成でございますが、規則に従いまして、校長ほか、保護者代表としてPTAの会長、地域住民、企業、NPO法人など学校運営に資する活動を行うもの、それから大学教員などの学識経験者となっております。

なお、第1回の協議会では、校長が学校経営方針を説明し委員から承認を得た後、各学校での特色ある取組について意見交換をしまして、今後の連携の在り方について協議がなされておるところでございます。

山西委員

コミュニティ・スクールの導入目的は、地域住民、保護者等が学校運営に参画し必要な支援及び協力を行うということでありまして、組織的、継続的な地域とともにある学校づくりを実現するということでもあります。

県教育委員会においては、県立学校のコミュニティ・スクールの在り方についてどのような形を目指しているのか、お伺いしたいと思います。

木屋村学校教育課長

ただいま山西委員から、県立学校でのコミュニティ・スクールの在り方について御質問を頂いたところでございます。

現在、学校におきましては、生徒の状況に応じたきめ細かい学習指導や生徒指導上の課題への対応、それから学校安全など、学校を取り巻く課題がますます複雑化、困難化する時代におきまして、委員お話しのとおり、地域とともにある学校づくりを実現することは正に不可欠であります。

地域との結び付きが強い小中学校と同様に、広範囲から通学しております県立学校にあっても、コミュニティ・スクールの委員を中心に地域住民や保護者等からの適切な支援を受けながら、それらの課題を解決し今まで以上に特色ある教育活動を展開して、魅力ある学校づくりにつなげていく必要があると考えております。

その意味で県教育委員会といたしましては、今後、順次設置、開催される協議会を単なる意見交換の場に終わらせるのではなく、委員一人一人が学校と一体となって創意工夫ある教育活動の企画や運営の一端を担い、実行力のある組織となるように各学校へしっかり

と働き掛けていきたいと考えております。

山西委員

今後、各学校においてそれぞれの特色を打ち出しながらコミュニティ・スクールとして取り組む中で、県教育委員会が一つ一つの学校に個別に働き掛けるということはすべきではないと私は思います。やはり各学校の自主性にしっかりと任すべきということは付け加えておきたいと思います。

しかしながら、コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりを実現する有効な仕組みであるということは間違いのないことであります。

そこで最後に、県教育委員会として、学校運営協議会を実行力ある組織とするため、またコミュニティ・スクール導入校を拡大するため、どのように取り組んでいくのか確認しておきます。

木屋村学校教育課長

ただいま山西委員から、今後の県教育委員会の取組と導入拡大に向けての方策について御質問を頂いたところでございます。

まず、一つ目の実行力ある組織とするためにというところでございます。

コミュニティ・スクールの導入に向けて、先月末でございますが、全ての県立学校から管理職を集めまして、先進地域である神奈川県の中井高校の校長として取り組んだ実績があり、現在は文部科学省のコミュニティ・スクールの推進員であるCSマイスターとして知見のある方を講師にお迎えしまして、高等学校及び特別支援学校向けに取組例の紹介、それから質疑応答を行ったところでございます。

加えて今後、年度内にコミュニティ・スクール導入の趣旨の理解を深めたり、取組の好事例を掲載したチラシを作成しまして県内全ての学校に送付するなど、有益な情報提供を積極的に行いまして、各学校の特色ある取組を良い形で実行に移せるように支援を強化していく予定でございます。

また、本県での今後のコミュニティ・スクール導入の計画につきましては、県立それから市町村立、幼・小・中・高・特別支援学校を合わせまして、本年度中に60校での導入を実現し、令和3年度には120校、令和4年度に240校での導入を目標に掲げまして、市町村にも働き掛けながら県内全域での導入を目指していくこととしております。

山西委員

先ほど申しましたように、魅力的な学校を作るためにはコミュニティ・スクールを導入するしかないと思いますので、これから更にコミュニティ・スクールの推進に向けて取り組んでいただくようお願いしておきたいと思います。

次に、教育委員会定例会のオンライン化についてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、文部科学省は教育委員会の定例会、あるいは総合教育会議においてオンライン開催を可能とする方針を示したところであります。

もちろん、コロナ禍の状況でありますけれども、一方で教育委員は非常勤であり本業を持っておられる方も多い状況であります。

また今後、多様な立場の方々に教育委員に就任していただくためにも、選択肢としてオンライン会議を速やかに導入するべきではないかと思っています。

ただ、導入するためには、例えば教育委員会の会議でしたら、教育委員会会議規則を変更する必要があるというふうにも思っております。

そこで、早急にこの規則の変更をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

長町教育次長

ただいま山西委員から、教育委員会会議のオンライン化という御質問を頂きました。

現在、徳島県教育委員会においては毎月2回程度、教育委員の皆様には県庁へお集まりいただきまして、教育委員会会議を開催し、様々な付議事項について審議を頂いているところでございます。

県の教育委員会会議規則の第5条では、委員は開催通知により通知された場所及び日時に参集しなければならないと規定されているところでございまして、現状ではオンラインによる参加では議決権がないということになります。

一方で、現在、新型コロナウイルス感染症への対応として、様々な会議のオンライン化を進めているところでございます。去る11月5日に開催しました四国4県教育長及び教育委員会会議におきましては本県が主催県ということでございまして、四国各県から徳島へお集まりいただいてするかどうかということについて迷ったところなのですが、最終的には4県をオンラインで結びまして、各県の教育長、それから教育委員の皆様に御参加いただいて、約半日にわたり意見交換を行ったところでございます。

また、そのほかにも特別支援学校の在り方検討委員会などにおいてもオンラインを活用した会議の開催を行っておりますし、総合教育センターと協議をする際にはオンラインで行うことが今や当たり前という状況でございます。

そして、教育委員会会議におけるオンライン化ということにつきましては、新型コロナウイルスの影響で出席できないというような場合はもとより、委員によっては県外への出張の際、あるいはどうしても職場を離れることができない場合ということもあろうかと思えます。

そうした場合でも会議へ御出席いただけるということであれば非常に利便性の向上が図られるため、そうした環境を整えておくということは大変有効であると認識しております。

また、委員から御指摘がありましたように、文部科学省におきましても、相互に自由率直に意見を交換し合うことによって適切に意思決定を行うことができるという条件が守られる限りですが、必要に応じ教育委員会会議規則等の整備を図った上で、オンラインでの教育委員会会議を開催することは可能という考え方が示されたところでございます。

そこで、県教育委員会といたしましては、教育委員の皆様の御意見を伺った上でということにはなりますけれども、オンラインによる教育委員会会議の開催が可能となるように規則の改正も含めまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

山西委員

教育委員の同意が得られたらやるというふうに受け止めました。

今、学校ではGIGAスクールを推進しているわけですから、教育委員会事務局も自ら変わらなければならないと思います。その上で今お尋ねしたわけでありますから、しっかりやっていただきたい。

それから、前の委員会でも議論がありましたけれども、これから学校の先生方の研修も可能な限りオンラインにしていくというような流れもありますから、ここは今が変わる時期だと思いますので、しっかりと進めていただくようお願いしておきたいと思います。

次に、県立学校の校則、ルールについての認識を少し伺いたいと思っています。

理不尽な校則、根拠に乏しい校則、時代に合わない校則について、社会的にも様々な指摘がございます。

また2017年には、大阪府のほうで頭髪検査と称して指導し地毛を黒く染めるよう強要されたとして裁判になるなど、もはや人権問題として扱わなければならないのではないかと思えるような事案も全国的には発生しているところであります。

そこで、県教育委員会としてこの問題をどのように認識しているのか、見解を求めたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま山西委員から、時代に合った校則ということで御質問があったかと思えます。

教育委員会としては、校則は各校の教育目標の実現に向けた願いの込められたもので、各校で十分検討して設定するものであると考えております。

ただし、校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展等を踏まえたものになっているか、絶えず見直しを行う必要があるということをご指導しているところでございます。

県立学校の校則については昨年度に状況把握を行いました。各学校の教育目標や生徒の実態に見合うよう定められたものであると捉えております。

山西委員

絶えず見直しを行う必要があるという答弁を頂きました。

これは、もちろん各学校の自主性に任す。教員、保護者、生徒間でしっかりと議論していただいた上で、変えるべきは変えるということも必要ではないかと思っています。

そこで、県教育委員会として今後どのように対応していくのか、方針をお伺いしたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま、変えるべきところは変えるということで、今後どのように対応するのかということでの御質問であったかと思えます。

校則については校長の裁量権であることは承知しているところではございますけれども、生徒や保護者のニーズ、時代の流れも考慮しながら、柔軟に対応していくことも重要であると捉えております。

各学校において、生徒総会やPTA総会等で提案された意見も踏まえ、職員会議を経て校則の見直しを行ったケースもあり、生徒や保護者の目線に立ちながら時代に合わせた柔

軟な対応を行っているといった事例もございます。

今後も引き続き、適正な校則の策定と運用のため、生徒、保護者、教職員の三者でしっかり意見交換をする中で校則の在り方を随時考えていくとともに、見直しや情報発信についても柔軟に対応していくよう、校長会や生徒指導連絡協議会等において働き掛けをしていきたいと考えております。

山西委員

教育委員会としての認識、方向性は確認できましたので、是非そういう対応をお願いしたいと思います。

ややもすると、ルールを守ることが目的になっているのではないかと思ってしまう面もないわけではありません。やはり今一度、見直す必要があるというふうに思っております。

先ほど御答弁いただいたように、まず一つは校則をオープンにすること。それから柔軟に対応し、必要に応じて適宜見直しを行うべき、変えていくべきだと思っておりますので、是非そういった対応をお願いしたいと思います。

もう一つ、制服についても少し確認したいと思います。

学生服といえば女子はスカート姿という、これまである種の常識で考えられてきたかも分かりませんが、女子生徒が男子と同じスラックスを選べる学校も全国的には増えてきつつあると思っています。

県立高校の状況についてお伺いしたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま山西委員から、県立高校における制服の選択性ということでの御質問であったかと思えます。

本県については、県立高校では男子が詰め襟の学生服、女子がセーラー服の学校、また男女ともブレザーの学校の2種類がございます。

これは、平成30年6月に聞き取り調査を行った結果でございますけれども、ブレザーを採用している学校のうち17校は女子用のスラックスも用意しており、6校は女子用の用意はしていませんが男子用のスラックスを履いてよいとしているという結果でございました。

また、その他の学校におきましても保護者の申出により話を十分に聞いた上で検討し、最終的には学校長が決定するということになりますが、その場合も多くの場合はスラックスとスカートのどちらかを選択してもよいとして、柔軟に対応している学校が多くなっているということでございました。

山西委員

性別に捉われず選択できることや寒さ対策の面、体調管理の面からも、制服の多様化は必要ではないかと私は思っております。

そこで、もちろんこの話も各学校の判断ということになりますが、県教育委員会としてどのように対応していくのか確認しておきます。

高畑いじめ問題等対策室長

県教育委員会といたしましては、ただいま委員からもありましたが、制服については校長の裁量権であるところではございますけれども、LGBTQなどの性的マイノリティの生徒が自分らしく表現し行動できる社会を1日も早く実現する必要があり、各学校においてはこうした希望のある生徒に対して、しっかりと話し合い柔軟な対応を求めてまいりたいと考えております。

山西委員

県教育委員会の認識はただいま確認できましたので、そういう方向でしっかりと取組を進めていただきたいと思います。

最後に、変形労働時間制について確認、議論をさせていただきたいと思います。

変形労働時間制については、その導入について9月の委員会で私から確認させていただき、その後も11月の委員会での質疑等、どんどんと様々な議論が深まっているところであります。

先日、私が幹事長を務めます徳島県議会教育を考える議員連盟においても、鳴門教育大学の阪根教授を講師にお迎えして、変形労働時間制の導入から部活の改革について幅広く御意見を聞いたところであります。

議会での質疑を通じて、変形労働時間制についての不安も少しずつ解消されてきているというふうに思いますが、県内で最大の教育団体であります徳島県教職員団体連合会からは制度化を期待する声も私のほうに届いているという状況にあります。

特効薬がないと言われる教員の長時間勤務についてでございますが、反対や不安の声だけを聞いて何も対策をとらずに現状を容認してしまうのではなくて、こうした制度化に果敢に挑戦していくことが正にこれから働き方改革を断行していく上で極めて重要であると思っています。

そこで、その点についての県教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

小倉教職員課長

働き方改革の制度化について御質問がありました。

県教育委員会では、国の法律が昨年12月に成立してから、まずはこういった制度があるという周知を市町村や市町村教育委員会を通じて各学校現場に流してまいりました。

とはいえ、制度化というものは現場にとって分かりづらいという側面もあるせいか、なかなか議論の深まりがなかったという状況だとは思います。

そうした中、今年5月の段階で制度化について検討すべきであるというような要望を、先ほど御指摘があった職員団体との団体交渉の場で我々も頂いております。

そういった声も含めて、教育委員会としては制度化を検討、また制度化をこういった条例案に掛けさせていただく前に、いろいろな機会を通じて職員団体だけではなく教育委員会、あるいは学校長に制度の趣旨をしっかりと説明してきました。

議会でのこういった御質問も多く、また報道等にも取り上げていただいたおかげで、学校の校長先生からの勤務時間の管理に関する議論や感想といったものが我々教育委員会の

元にも大分届くようにはなってきたと感じております。

委員がおっしゃいましたように、制度導入が目的ではありませんので、こういった制度をきっかけに働き方改革、勤務時間管理をどんどん進めていくということにしていきたいと思いますし、先ほどの職員団体からは、この制度は働き方改革の起爆剤であるといった学校現場の先生のうれしい声も届いております。

この制度の導入のみならず勤務時間の管理の徹底など、学校の教員の負担軽減策をしつかりと進めていきたいと考えています。

山西委員

ただ一方で、この制度に対しての不安、あるいは懸念する声というものがあるのも確かな事実でありますから、そういった声にもしっかりと配慮する必要があると思っております。

その点について、課長の見解を求めたいと思います。

小倉教職員課長

制度の不安についての声は、先般の委員会でも吉田委員をはじめ、様々な委員方から御意見を頂いております。

こういった制度の不安に恐れおののいて、学校での先生の立場を危うくする、安心感を持って仕事ができない、あるいは体調を崩されるということがないように、これまでも制度の不安がなくなるように説明してきておりますが、引き続きしっかりと説明していきたいと考えております。

また、本制度については、以前も答弁させていただいたように、望まない教員に対して無理に適用させることが可能なものではございません。

そういった意味で、制度が導入されたからといって直ちに全教員の勤務時間が延びてしまうといったことはないという根本的なところから始めまして、この制度を活用することで、今まで長時間働いて残業代も出なかったところを休みのまとめ取りということで、教職員のリフレッシュ化を図るといった一方策がプラスになるといったところを丁寧に説明することを通じて、不安解消に努めていきたいと考えています。

山西委員

議論する上で整理して考えないといけないのは、今回は県の条例を制定するというときなのですね。

まずは県が条例を整備し、県立学校においては県の条例に基づくわけですが、市町村立学校については県の条例を受けて市町村としての御判断があるわけです。

その市町村の御判断、あるいは市町村議会の御判断があって、その中で各学校、あるいは各教員の判断があるということでありまして、先ほど課長から答弁いただいたように、今回県が条例を作ったからといって一律に全ての教員、全ての学校に導入するというわけではないということはしっかりと確認をした上で、議論していかなければならないと思っています。

かねてから選択できる状況を作るべきだということを私は申し上げてまいりました。

ですから、これまでも条例が必要だと思っていますということを発言させていただきまし、その思いは今もいささか変わることはありません。

まずは県が責務として条例を作る。それから皆さん方に選択していただくという意味で、今回の条例提案というのは極めて評価するところであります。

先ほど課長からもありましたが、この制度については不安や懸念の声も確かにあります。ですから、そういったところは丁寧に対応していく必要があるということは、あえて今、その点は私からも課長に申し上げておきたいと思います。

一方で、これは従来から議論してまいりましたけれども、変形労働時間制の話だけが独り歩きをして、そのことの是非を議論するというのは私の本意ではない。

やはり変形労働時間制を導入する上で働き方改革を断行しないと何の意味もないと、私はずっとと思っています。もちろん、県教育委員会はこれまでもプランを作成して働き方改革をやってきました。それも分かっています。

しかし、更なる働き方改革をやっていかないと、幾ら変形労働時間制を入れた条例を作ったとしても、全く意味がないと思っています。

最後に、教育長にその決意を聞きたいのです。これから徳島県教育委員会として更に働き方改革を断行していくと、その決意をお聞かせください。

榑教育長

ただいま山西委員から、学校における働き方改革についての御質問がございました。

委員のおっしゃるとおり、学校における働き方改革につきましては、変形労働時間制とセットで働き方改革を検討していくということが最も重要であると考えております。

学校現場や教員、保護者、地域の方々の理解や協力があって働き方改革というのは実現できるものであり、教員が子供たちと向き合う時間をしっかりと確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保することが一番重要であると考えております。

県教育委員会といたしましては、勤務時間の管理やスクール・サポート・スタッフ、学習指導員等の教員を支える方々をしっかりと確保しまして、業務改善や研修の見直し等も含めた多様な手法をパッケージにして、働き方改革を強力に進めていきたいと考えております。

山西委員

教育長からは、働き方改革を更に強力に進めるという決意をお聞かせいただきました。

是非、この働き方改革はこれからもしっかりと推し進めていただくようお願いしておきたいと思います。

現状維持が一番安全かも分かりませんが挑戦しないと何も変わらない、ただただ時代に取り残されるだけである。働き方改革の真っただ中でありまして、ここで立ち止まるわけにはいかないと私は思っています。

先ほど教育長に御答弁いただいたように、教育の本質は子供たちと向き合う時間をしっかりと確保し、子供たちの教育をしっかりと受けさせるということが最大の目的です。

その本質を見失うことがないように、これからも様々な声に耳を傾けながら教育委員会改革にしっかりと取り組んでいただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

原委員

G I G Aスクール時代の不登校児童生徒への支援についてお伺いさせていただきます。

G I G Aスクール構想の目的は、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適化された教育の実現に向けての取組であると認識していますが、不登校児童生徒への対応としてG I G Aスクール構想にて整備される環境を活用した積極的な取組が必要でないかと考えております。

そのことに関連して幾つかお伺いさせていただきます。

本県の小中高等学校において、不登校の児童生徒の人数はどのようになっているか教えてくださいいただけますか。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま原委員から、本県の小中高等学校において不登校の児童生徒数という御質問でございました。

今年10月に文部科学省より公表されました調査結果によりますと、令和元年度の県内国公私立学校における病気、経済的な理由を除いて、年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は小学校274名、中学校667名、高等学校112名となっております。

また、平成30年度は小学校212名、中学校641名、高等学校137名であり、前年度に比べて高等学校では減少しているものの小中学校では増加し、小中高等学校の合計では63名増加する結果となっております。

原委員

小中学校で88名の増加、高等学校では25名の減少となっておりますが、現在不登校の児童生徒に対して主にどのような支援を行っているのでしょうか。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま原委員から、不登校の児童生徒に対してどのような支援をしているのかという御質問でございました。

不登校の児童生徒が不登校になったきっかけについては様々な要因があることから、個々の児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラー等の専門スタッフと連携した教育相談を実施したり、教室には入れなくても保健室等の教室以外の場所への登校や市町村が設置しています適応指導教室への通級、それから教員が家庭訪問などを行うことを通して学びの支援とともに学校生活へ戻れるような支援を行っております。

この度のG I G Aスクール構想で整備される環境を利用して、より取組を促進できることと思っております。

原委員

G I G Aスクール構想で整備される環境を利用して、より取組を促進できるとの御答弁ですが、G I G Aスクール構想環境を使って新たにどのような支援が可能になるのか、また可能性が広がる半面、何か課題もあるのでしょうか。

中野総合教育センター所長

ただいま原委員から、GIGAスクール構想環境を使って新たにどのような支援が可能となるのか、また一方で課題もあるのかという御質問でございます。

GIGAスクール構想環境を利用しますと、児童生徒一人1台端末に加えまして学習支援機能やウェブカメラ機能などを組み合わせることで、双方向型のオンライン教育を行うことができます。

不登校の児童生徒に対しましても、プリント等による自学自習を中心とする家庭学習だけではなく、教員によるオンラインでの指導の機会が増えることで学習に対する理解を深めることができると考えられます。

さらに、リアルタイムに教室での学習の様子も伝えることができ、学校へ登校するきっかけづくりも期待できます。

このように、児童生徒に対する学びの支援、また登校へのきっかけづくりをより促進できると考えることができます。

しかし一方では、現段階では国の定めた条件などもございまして、児童生徒が教室以外でオンライン教育を受けることを同時にそのまま授業への出席とみなすことができないなど、課題も幾つかございます。

今後、オンライン教育の広がりに伴いまして、国が行う様々な検討状況を注視する必要があると考えております。

原委員

幾つかの課題があるとのことですが、児童生徒が学校に登校できるきっかけづくりになる取組であると私も思います。

そこで、県教育委員会として、今後GIGAスクール構想で整備される環境を活用した不登校支援について何か新たなお考えがあるのか、あるのなら教えていただけますか。

中野総合教育センター所長

ただいま原委員から、教育委員会として、今後新たに不登校支援について何か考えがあるのかとの御質問を頂いております。

ただいまの委員の御指摘を踏まえまして、徳島県GIGAスクール構想推進本部に大学教授のような有識者、関係各課から構成する新たな部会として、不登校児童生徒の学び支援検討部会を12月中に新設いたしまして、学校での実証を含めた指導モデルづくりを早急に検討、開始してまいりたいと考えております。

原委員

徳島県GIGAスクール構想推進本部内に、不登校児童生徒の学び支援検討部会を12月中に新設するとのことですが、新たに設置される部会において課題を洗い出し何ができるのかを見いだしていただいてスピード感を持って実行することにより、令和時代の新しい学びのスタンダードとして、GIGAスクールの環境を活用した多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、子供たち一人一人の個別最適化された教育の実現に向け、確実に取

り組んでいただくことを期待しています。

これはお願いですが、タブレット端末を使った授業の進め方や指導方法なりを我々に一度体験させていただきたいと思っています。応援していますので頑張ってください。

最後になりますが、変形労働時間制について意見を申し上げさせていただきます。

先ほどの山西委員の質疑でもございましたが、教員の変形労働時間制を可能にする条例であり、飽くまで制度を設けるものであります。学校や教員の選択肢を確保するためにも条例制定は必要と考えます。今、正に変革が求められている中、挑戦しないという選択肢はありません。

県教育委員会には、現場に対して丁寧な説明を続けていただくことをお願いし、質問を終わらせていただきます。

井下委員

先ほど山西委員からありました、先生の働き方改革について数点お伺いしていきます。

そもそも働き方改革をなぜやらないといけないのか、すごく単純な話で子供のためだと私は思っております。

その上での部活動の改革、先日もお話しさせてもらったのですが、もう基本的に学校においては単純に部活動の時間ぐらいしかないのではないかという点が1点。もう1点は、中学校の教員削減という部分で時間的に減らそうと思ったら部活動を削るしかないのではないかという点がありまして、その点で質問をしていきます。

まず、事前委員会が出された時間外在校等時間の調査結果とその要因についてお伺いします。

時間が去年よりも減っているのですが、この辺の取組についてどのようにして減らしたかというのを教えていただけますか。

長町教育次長

ただいま井下委員から、時間外在校等時間に関する御質問を頂きました。

事前委員会において、調査結果について御報告させていただいたところでございます。その中で、小学校では1月当たり約8時間の減、中学校では1月当たりに換算して約8時間の減、県立学校では1月当たり約3時間の減となったところでございまして、これに関して、まずその要因として調査結果から導き出されるところでございまして、

小学校については、こういった内容で時間外勤務をしているかということになりますが、1位が授業準備、教材研究、2位が校務分掌、3位が成績処理という結果でございました。これは昨年と同様でございまして、

中学校については、1位が授業準備、教材研究、2位が校務分掌、3位が部活動、他を圧してこの三つが突出して多いという結果となっております。

県立学校については、1位が部活動、2位が教科指導等、3位が校務分掌ということで、こちらは部活動が飛び抜けて多いという形になっているところでございます。

これまでプランを作成し、現行プランに基づいて業務改善の推進や外部人材の活用、また教員の意識改革等に取り組んできた成果であると考えておりまして、教頭先生等の管理職の会議でお伺いしましても、学校現場では業務の効率化に継続的に取り組み、例えば部

活動についても休日を設けるなど、教員の意識醸成も進んでいるとのことでございます。
また、学びサポーター等外部人材の導入についても好評を頂いております。

コロナ禍ではございますが、こうしたことで研修の見直しや精選、学校行事の縮小、中止等もありましたことで、この調査を行った10月時点ではコロナ禍による多忙化というのはひとまず避けられているのではないかと考えているところです。

しかしながら、中学校に関しましては時間外在校等時間は62時間ということで、依然として上限の目安である45時間を大きく超えていることには変わりはありません。

この減少傾向を確かなものとするために、引き続き努力してまいりたいと考えております。

井下委員

時間外在校等時間が少なくなっているというのは、すごくいい取組だと思っています。

しかし、中学校での時間外勤務の要因の中で部活動が第3位だということで、時間だけ見ると3位ではないだろうと、僕の中ではこの部分に若干の違和感を覚えるのです。その辺は実際に現場の先生が挙げてきているので何とも言えませんが。

そこで、部活動について伺います。

ただいま長町次長からありましたが、働き方改革プランを作っていく中で時間外勤務を25パーセント削減していくということなのですが、実際に部活動の改革にどのように取り組んでいくのか伺います。

吉岡体育学校安全課長

ただいま井下委員から、働き方改革プランの時間外勤務25パーセント削減に向けて、部活動改革にどのように取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

部活動は生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感のかん養等に資するものとして教育の一環として学習指導要領に位置付けられており、多くの生徒が熱心に取り組み、教育的な成果も上がっております。

指導する側につきましては、強い思いとやりがいを持って取り組んでいる教員が多くいる一方で、指導経験がなく負担に感じている教員が存在することも承知しております。

また、部活動指導が長時間勤務の大きな要因となっていることから、教員の働き方改革の観点から一層の対策が必要であると認識しております。

県教育委員会としましては、平成30年4月に運動部活動の在り方に関する方針を策定し、各市町村教育委員会及び全ての公立中学校におきまして、例えば活動時間については平日2時間程度、休日3時間程度の活動時間であったり、週当たり平日で1日以上、土日いずれかの1日以上の休養日を設定するなど、適正な運動部活動の実施を働き掛けているところでございます。

この方針が徹底されれば、例えば平日の部活動でありますと、午後4時過ぎから活動して午後6時半まで活動した場合、時間外勤務は午後5時から午後6時半までの1時間半ということになりまして、平日での活動日数は4日間ですので平日で6時間。これに加えまして土日いずれかは休みになりますので、活動する3時間を加えて1週間で9時間の

時間外勤務が発生します。1か月を4週間と考えますと、4掛ける9で36時間という時間外勤務になりまして、時間外勤務25パーセント減を大幅に下回ることができるものと考えております。

今後、活動方針の徹底がしっかり図られますように、市町村教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

今おっしゃっていただいた感じだと、努力したらできるかなという感じがいたします。

ただ、現場の努力というのが大事であるということと、もう一つは、多分部活動の時間を減らすと、親や地域からいろいろな意見が出てくるのではないかと思いますのですが、個人的には余り気にする必要はないと思っています。

やはり学校でしっかり取り組んで、その姿勢を見せていくというのが大事だと思うのですが、来年度に働き方改革プランを改定して3年間でやっていくということなのですから、ものすごく大事な3年間になります。

この辺をもう少し確認したいのですが、このプランを作るに当たって現場の先生への周知、またこのプランができたらしすかどうか分からないのですが、それに伴った地域とか保護者への対応みたいなこともプランの策定に当たって進めていかないとなかなか難しいと思うのですが、その辺をどのようにお考えでしょうか。

長町教育次長

井下委員から、このプラン策定に当たっての様々な方々への働き掛けという点での御質問を頂きました。

まず、このプラン策定に当たりましても教頭先生などから成るチーム会議において検討しております。それから現在パブリックコメントも行っておりますし、また今後は教職員組合の方々とも意見交換をして策定したいと考えております。

途中段階のものについても、県立学校校長会や市町村立学校の校長会、さらには市町村の教育長会などにおいても既に御説明させていただいておりますし、この計画が策定できましたら、当然ながらそうした所にはまず説明を行います。

さらに、各先生におきましては出前講座というような形で、各学校に我々のほうから訪問させていただいて御説明の機会を持つとか、またホームページはもとより、ふれあい広場という教育委員会の広報紙でも掲載いたしまして、保護者の方々にも御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

井下委員

恐らく、このプランに基づいて一番実践していくのは現場の先生なのだろうと思います。

現行プランが実際にその先生たち一人一人に行き届くかどうかは、現状では分かりませんが、徳島県には特に部活動をやりたくて先生を目指すという方も結構いらっしゃると思います。

そんな中で、働き方と先生の思いというのが余りにも掛け離れても駄目だということもある

るのですが、重ねてになりますけれど、いざやるからには親の顔色を伺い過ぎたり、余りにも保護者ファーストになり過ぎないように、今は十分学校のほうで対応されていると思うのですがそれだけではなく、こういう働き方改革プランでいろいろなことをやっていくと決めてもらうことはもちろんいいことなのですが、逆に先生の負担になってしまったら余り意味がないと思うのです。

もう一度お伺いしたいのですが、いろいろな主な取組の中で、先ほど原委員からあったGIGAスクールの導入とかいろいろやっているのですが、これは現場の先生にとって本当にこれをやるのが負担になりませんか。どのように感じていますか。

長町教育次長

GIGAスクール等を導入することによる現場の負担感といったところに対する御質問でございます。

このGIGAスクール、一人1台端末が入って新たな教育に踏み出すということで、現場のほうでは、この新たな挑戦ということに対しては御負担に感じる向きもあろうかと思っています。

ただ、それに対しては我々のほうで前広い研修をはじめ、またGIGAスクールサポーターという外部人材の活用によるサポートといったことも通じまして、現場の先生方に負担が掛からないよう、できるだけ負担を排除できるように取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

その辺は期待しております。

先ほど山西委員からもありましたけれど、教育委員会の本気度が本当にこの働き方改革で試されていると思っておりますので、時間もない中ですが一生懸命取り組んでいただけたらと思います。

今御答弁いただいた中に外部人材の話がありましたので、そこをお伺いします。

例えばですが、部活動の外部人材の活用による負担軽減のためにどのように取り組まれるのかお伺いします。

吉岡体育学校安全課長

井下委員から、部活動の外部人材の活用についての御質問を頂きました。

外部人材の活用によります教員の負担軽減を図るために部活動指導員配置促進事業によりまして、市町村での部活動指導員の活用を更に強力に推進できますように必要な予算の確保に努めたいと考えております。

また、現行の人材バンク制度であります運動部活動指導員人材バンク、これを運動部活動人材バンクという名前に改称し適用範囲を拡大いたしまして、部活動指導員以外の人材につきましても必要に応じて市町村教育委員会に照会することが可能になるように整備を進めてまいりたいと考えております。

井下委員

部活動に関しても、先ほども言いましたけれど、削りづらい要素として地域や保護者のニーズというのがもちろんあると思うのです。

とはいえ、人材が地域ごとに偏在している中で全部をカバーしていくというのはとても厳しいのではないかと思いますので、この辺もしっかりと対応していただいて、現行の人材バンク、新しく作られる人材バンクに関しても、できるだけ地域のニーズを踏まえて活用していただきたいと思います。

というのも、文部科学省のほうでは2023年に土日の部活動を地域に全部移行するという、なかなかスケジュール感でプランを立てているのです。

徳島県として、その2023年までの移行にどのように対応していくのか教えていただけますか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま井下委員から、文部科学省スポーツ庁のほうから出されている学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革に係る徳島県のスケジュールについて、御質問を頂きました。

これにつきましては国のほうからスケジュール案等を出されておりますけれども、まだ国の予算のほうも成立していないと思います。それが正式に決定した後、徳島県の方策につきましては、2月議会におきまして報告させていただきたいと考えております。

井下委員

分かりました。またその辺を説明してください。

部活動に関しては一番最初に質問した時にも話させてもらったのですが、子供たちが中学校に入ったら何かの部活動をするのがもう当たり前みたいところが、僕の中ではこの問題の原点になっていまして、それが教員や保護者、地域、さらに子供にとっても、それがベースにありすぎてなかなか改革にいけなかったのではないかといいところもあると思います。また、その辺をしっかりと見直してもらって意識改革というところから始めてもらいたいと思っております。

それと、どちらにしても学校でやるのかという話になるのですが、部活動を減らしたところで、ではその時間をどういうふうなことに使っていくのかということも子供たちと一緒にしっかりと考えてあげてほしいと思っております。

文部科学省のスケジュールからするとなかなか時間がないのですが、しっかりと取り組んでほしいと思います。

それと、先ほど働き方改革を進めるに当たって外部人材の話がございました。

徳島県もいろいろとやっているのですが、スクール・サポート・スタッフについて少しお伺いします。

他県では全校配置とかの革新的な施策がどんどん進められているのです。

その中で本県ももっとこれを進めていけないといけないと思っているのですが、本県のスクール・サポート・スタッフの配置の状況等を教えていただけますか。

小倉教職員課長

スクール・サポート・スタッフの本県における配置の状況でございます。

平成30年度に9名配置し、令和元年度は18名と倍増させております。また、令和2年度につきましては当初予算分と6月の補正予算を頂きまして、現在合わせて34名の配置となっております。

井下委員

34名ということは当初の想定よりも進んでいない、予算確保したところまで届いていないということでしょうか。

小倉教職員課長

今年度の当初予算では積算上40名程度の予算を頂いておりましたが、令和2年度からは事業実施主体が市町村になりまして、県としては予算をしっかりと確保できたのですが、市町村のほうではなかなか予算や人材の確保ができなかったということで、残念ながら少し辞退が出てきてしまい少なくなったという状況でございます。

井下委員

これは僕の個人的な感想なのですが、課題として一つ挙げていただいたらいいのではないかと思います。市町村は市町村教育委員会でいろいろやっていかれるのでそれはそれとして、今回進まなかった要因の一つに、やはりコロナ禍でなかなかの勢いとかスピード感でやった部分もあって、このスクール・サポート・スタッフの必要性も含めた市町村への周知徹底といいますか、市町村教育委員会では理解できていても、市町村の財政担当部局といった所が理解するに至っていないというところもあるのではないかと思います。

個人的には、このスクール・サポート・スタッフ等の学校の外部人材に関しては、今後できるのであれば県がやるべきではないかと思っているのですが、なかなか県教育委員会に答弁を求めるのは難しいかとは思いますが、今届いていないこの状況とこの仕組みを考えたときに、実際にどのように評価されてますか。

小倉教職員課長

仕組みがなかなか届いていないというところでございます。

まだスクール・サポート・スタッフの導入から3年目ではございますが、経緯から申しますと、そもそもこのスクール・サポート・スタッフは今は学校現場での評判が非常にいいのですが、実は数年前ですと、先生以外の方が教室に入ってくるのかという学校現場からの反対の声があった状況でございました。

それはひとえに、学校の先生が全て自分でやってきたのだ、自分が責任を持って授業をやるのだという強い思いと熱意があった裏返しによるものと思っています。

ただ、平成30年度と令和元年度は県が人も予算も確保して、学校現場で試しにやってもいいという所に県で配分したところ非常に評判が良く、これが口コミのように広がってどんどん数の要望が出たといったことで、各市町村で自分たちの顔見知りの方を任用して配置できるとスムーズですし、もっと進むということで補助事業化した次第でございます。

この補助事業化で市町村が実施主体になりましたが、市町村の裁量で人の数も付けられ

るというメリットがあったものの、やはり委員がおっしゃられたように、学校現場以外の方々に理解を得られているかという、まだまだそうならないかとは思っています。

これを受けまして、スクール・サポート・スタッフを活用したらこんなに成果が出ましたといったようなことも含めた、スクール・サポート・スタッフを分かりやすく紹介するパンフレットなどの作成にも当課では取り掛かっておりまして、そういったものも通じてしっかりやっていきたいと思っています。

市町村負担や県負担といったところは、当課だけではなかなか申し上げにくいところではございますので、ここでは控えさせていただきます。

井下委員

せっかく県として予算を確保しているのであれば、しっかりと行き届くようにしてほしいと思っています。

今おっしゃられたように、市町村への負担というのも今のままだと負担になっているから使えないのかという部分もありますので、さっきから何度も言いますけれど、やはり働き方改革を本気で進めていくのであれば、例えばその辺をしっかりと評価していただいて、県が一元化して予算を組んでやるのがいいのであればそうしていく、どちらがいいのか分からないのですが、是非その辺もまたいろいろと検討してみてください。

また、学習指導員についても少しお伺いしたいのです。

以前も委員会で質問させてもらったのですが、この働き方改革以外にも児童の学習ケアとか、例えば今県外にいる大学生のキャリア形成なんかの手段としてもいい事業ではないかと思っていました。

こちらについても今どんな状況なのか、お伺いします。

小倉教職員課長

学習指導員につきましては今年度初めて仕組みを設けましたが、コロナ禍の状況において学校の休業も相次いだことで、学校の再開後に先生方の補習や授業の遅れの取り戻しといった負担についてかなりのニーズがあり、予算を頂いたわけですが、現在の配置状況は小中高等学校を合わせて120校以上、人数ベースにすると180人以上を配置できております。

また、終わった所の報告書等を随時頂いておりますが、正に学校の先生と補習の分担ができて早く帰れるようになったという具体的な成果も現れていますので、この施策は今年作ったばかりではございますが、県としてはこういったあたりを引き続きしっかりと進めていきたいと思っています。

井下委員

こちらコロナ禍のことがありまして出てきた事業かと思うのですが、今おっしゃっていただいたように、成果が上がっているのであれば学校に当たり前のよう導入していくべきではないかと思っております。

というのも、先ほど山西委員からもありましたけれど、働き方改革のいろいろなパターンを考えていく上で、いずれにせよ学校現場の先生のためにやるという話なのです。

その上で、やはり学校の先生たちが意識を変えて、例えば外部人材の受入れに関してなんかもそうですけれど、実際に成果が上がっているのであればその辺もしっかりと共有してやっていくほうがスムーズに行くのではないかと思います。

部活動も含めて全部そうですけれど、学校の先生から、そんなことはしてくれなくてもいい、もう私たちはこれでいくのだと言われたら、そもそもこの議論は何も成り立ちませんので、そうではなくてやはり子供たちのためにやるべきだというのがありますし、先生たちが変わりたいとおっしゃっていると僕は思っていますので、この働き方改革をしっかりと進めていってください。

また、新しい変形労働時間制に関しても、これの何がメリットなのかというのを確実に示せると思うのです。これを示してもらって、先生に楽しんで先生をやってもらおうというか、子供たちとの時間をしっかりと共有してもらいたいと思います。

重ねてになりますけれど、部活動以外のところでいろいろな能力というか長所を持った子供たちはたくさんいます。子供たちはそこを褒められただけで、しっかり伸びていってくれるのではないかと思います。やはりちょっとしたことがきっかけで子供たちの人生は変わります。

今の先生たちに、そういった子供たちに気付くための時間と心の余裕が必要なのではないかと思いますし、余裕を持った先生生活を送ってほしいと思ってもいますので、しっかり取り組んでいってください。

古川委員

冒頭に、徳島市内の小学校で新型コロナウイルス感染者が出た関係で教育長から報告がありまして、臨時休業措置の状況、また濃厚接触者の状況では全員陰性だったと報告がありました。

この児童の感染経路の可能性とか、このあたりも保健所等からは聞いていますか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま古川委員から、今回の小学生の感染に係る感染経路についてというお話を頂いております。

この児童につきましては家庭内で感染したと聞いております。

古川委員

家庭内ということで、このあたりを今後もしっかりと把握して、そういう事例を繰り返さないように徹底していただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために一番気を付けないといけないのは、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会からリスクが高まる五つの場面というのが今回示されていると思うのですが、皆さんは五つの場面についても御存じですね。

やはりこれにきちんと対応していかないといけないと思うのです。本当にこれしかないかなと思うので、この五つの場面の周知というのがなかなか難しいところがあって、周知方法もいろいろと考えていかなければいけないのですが、余り子供を使つてはいけないのかもしれませんが今は緊急事態ですので、できれば子供にも言って、その親御さん

への注意みたいな形で、この五つの場面について学校でもしっかりと周知を手伝っていただければ有り難いと思っています。このあたりも御検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。このことについては以上です。

また、今回の教員の働き方改革ということで今も議論がありましたし、変形労働時間制の条例案も出ています。

今、働き方改革ということが議論されていますけれども、先日の報道で給食費の関係の公会計化について新聞記事がありました。給食費を自治体の会計に組み入れて、教員が徴収、管理する負担を減らすということですが、全国ではこの取組を導入した教育委員会が26パーセントということで、かなり低いということでした。

本県でも五つの教育委員会で導入されていて、五つでは準備検討中ということなのだと思います。まずこの五つがどこなのかも含めて本県の状況を具体的に教えていただけたらと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま古川委員から、本県の給食費の公会計化の現状について御質問を頂きました。

本県の現状であります。本県におきましては給食費の公会計化を導入している地方公共団体の割合は70.8パーセントと高くありまして、学校給食費の管理における透明性の確保や学校給食の安定的な実施は図られていると考えております。

ただ、徴収・管理業務を含めて地方公共団体が自らの業務として実施している割合は20.8パーセントと、全国平均の25.8パーセントよりは低くなっていると捉えております。

古川委員

さっき私も公会計化等と言いましたのでその答えかと思いますが、公会計になっている、なっていないではなく、教員の負担が減っているかどうかの部分で議論したいと思うのです。

今も言ったのですけれど、五つで導入、五つで準備検討ということなのですから、この五つというのはこの場では言えないのですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

公会計化等を行っておりますのは鳴門市、那賀町、藍住町、つるぎ町になります。

古川委員

もう一つは。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

すみません。私の資料では四つになっております。

古川委員

では、昼からでお願いします。

須見委員長

午餐のため休憩いたします。（11時59分）

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

古川委員

さっきの続きということで、まず、導入している五つの教育委員会、また準備検討している五つの教育委員会を教えてください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

古川委員から、導入している五つの市町村という質問を頂きました。

先ほどの答えの訂正もあるのですが、令和元年度に公会計化等をしている市町村は鳴門市、三好市、那賀町、藍住町、つるぎ町の5市町です。ただし、今年度から三好市が無償化を行いましたので、その公会計化等を実施している市町からは外れまして、現在は鳴門市、那賀町、藍住町、つるぎ町の4市町になります。

来年度に向けて準備している市町村ですが、現在コロナ禍の影響でそれぞれの市町村のほうで検討している段階ですので、今は公表するのは控えさせていただきたいと思っております。

古川委員

そうしたら、神山町も無償化しているということで、残りが検討も導入も予定していないということなので、県立学校はどうなのでしょう。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

県立学校の状況について御質問を頂きました。

県立中学校、中等教育学校、特別支援学校、13校が対象であります。学校ごとに給食の提供方法が異なり支払先も多岐にわたっておりまして、管理業務の効率化につながらないことや督促業務に当たって校区が広域にわたる等の課題がありますので、公会計化等は現在は検討しておりません。

古川委員

そうしたら、国の文部科学省のほうはどんな方針を示しているのか。またこれに対する県の基本的な考え方、このあたりを教えてください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

文部科学省のほうにおきましては、この公会計化等を行うことによりまして教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、そして学校給食費の徴収・管理業務の効率化が図られるという方針を示しているところであります。

ただ、徳島県の現状を見てみますと市町村ごとに実情が違ってきますので、県としてはそれぞれの市町に対し、その市町の実情に応じて推進していきたいと思っております。

古川委員

国のほうは導入したら軽減できるということで進めてくださいということなのでしょうけれど、県はそれぞれの市町でいろいろな事情もあるということで、それに応じて対応していくというのが基本的な考え方で、県立学校のほうも導入しないという形でやっているということですね。

その他、導入を予定していないという市町村の教育委員会の意見とかは、どんな意見があるのですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

意見としましては、徴収・管理業務を行うということは、新たなシステムの導入、それに対する人員の確保や予算的なものがあります。

各市町によりましては、給食費の払込みは銀行の口座への振込にしたり、市町によっては督促業務や滞納がほとんどない市町もありますので、そういう市町におきましてはこれを導入することによるプラス面が感じられないという状況も見られますので、導入につきましては慎重に判断しているところだと考えております。

古川委員

基本的にいろいろな状況があり、国で一律ということではないと思いますので、状況をしっかり把握した上で進めてください。

ただ、事務方サイドの都合ではいけない、やはり教員側の目線で判断していかないといけないと思うので、そういった教員側の目線、現場の声を大事にしてボトムアップで進めていってくれたらいいかなと思います。このあたりは今の考え方でいいかなとは思っていますので、この際お願いしたいと思います。

この働き方改革については私も職員厚生課にいた時に担当していて、当時はまだ働き方改革が言われ始めた頃だったので庁内の検討委員会を作って議論したり、また専門家的な人を呼んできて意見交換したりしたのですが、いろいろなキーワードの一つとして過剰品質をやめるということがあったのです。

公務員の方は結構きちんとしていますので、とにかくきちんとしたものを作らないけないということでかなり時間を掛けて、もらったほうはここまでしなくてもよかったのにみたいなことがかなりあるということも言われていました。

これが必ずしも教員に当てはまるかどうか分かりませんが、対応としては上司がきちんと明確な指示をしっかりと出していく、また作業の途中でもどんな状況かということを確認する、そういうことをやっていくことで負担をかなり軽減できるといった意見もありました。

何が言いたいかというと、制度になじまない取組、制度にできない取組というところにかなり大事な部分があると思いますので、やはり現場の声というかボトムアップできちんと進めていくというのが一番大事だと感じています。

全ての働き方改革について、やはり丁寧に現場の先生の声聞いてしっかりやっていくということを進めていってほしいと思います。

公会計化等のことについては、以上です。

最後に、事前委員会で新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会の最終報告案がありました。

また、冒頭の来年度の施策の基本方針の中でも、ダイバーシティの先導役モデルということで全国を先導するモデルとなる特別支援学校を整備するという、学びの真価ということで特別支援教育の推進ということも言われていまして、この特別支援教育に来年度もしっかりと取り組んでいくということですが、この在り方検討委員会の報告に関して何点かお聞きしたいと思います。

まず、特別支援学校の在籍者、特に知的障がい児の方を中心に在籍者が増加している、また教室の不足等の現状があり、これは全国的な状況ということが書かれてあったのですが、在籍者の増加、教室の不足といったあたりについて、県内各地に知的障がい者の支援学校があると思いますけれども、本県の状況を教えていただけますか。

猪子特別支援教育課長

ただいま古川委員より、県における特別支援学校の在籍者数、それから教室不足の状況について御質問を頂きました。

特別支援学校は障がいのある子供たちを教育する所でございますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱という五つの障がいを対象としています。

まず、それぞれの障がいのある生徒数について、平成23年と令和2年の数値をピックアップして概要をお伝えしたいと思います。ただし、みなと高等学園が平成24年度に開校いたしまして、その分が積み増しになっておりますのでここを1回除いて、それぞれの障がい種ごとに人数をお伝えいたします。

視覚障がいについては、平成23年度は34名、令和2年度には21名と13名の減少で、ここは全般的に減少傾向です。

聴覚障がいについては、平成23年度は51名、令和2年度には41名ですが、この間には増減がございますのでほぼ横ばい、あるいはやや減少傾向ということですが。

知的障がいについては、平成23年度は605名、令和2年度には648名で43名の増加で、減少する年もあるのですが、これも揺れを生じながら右肩上がりにきております。

肢体不自由については、平成23年度は128名、令和2年度には96名で34名の減少で、ここも一貫して減少傾向でございます。

病弱については、平成23年度は43名、令和2年度も43名で、ここは横ばいでございます。

ということで、知的障がいについては増加、それ以外については横ばいか減少というふうに我々はまとめております。

そして、教室の不足数でございますが、これは文部科学省の調査のデータです。

令和元年度の教室不足数は、県11校全体で25教室と報告しております。

学校につきましては国府、板野、阿南、池田の支援学校、これは全部知的障がいの学校でございますが、この4校から不足が上ってきております。

どういうふうに不足しているかという、子供たちが毎日勉強する普通教室というのは不足させるわけにはまいりませんので、例えば障がいに応じた自立活動をするような部屋や作業をする部屋、あるいは教員が使います管理室、会議室、教材室などを特別教室に転用しているというような状況でございます。

古川委員

知的障がいだけ43名増えたということですが、これは地域的な偏りとかはありますか。

猪子特別支援教育課長

地域的な偏りはございまして、これまでも御答弁させていただいたところではございますが、やはり県東部の国府支援学校、板野支援学校につきましては増加が大きく、県西部にございます池田支援学校や美馬分校、それから南部の阿南支援学校やひわさ分校等については横ばい又は減少傾向が見られておる所もございます。

古川委員

東部の国府や板野辺りで児童が増えているということですが、普通教室は増やしてきたと。

これまでに入学できなかった事例とか通学への支障、親御さんが送り迎えできる場合はいいのですが、バスに乗っていかないといけない場合はバスのキャパシティもありますが、そういった事例とかはなかったのですか。

猪子特別支援教育課長

入学できなかった事例、あるいは通学方法、特にスクールバスについての御質問でございます。

特別支援学校につきましては地域の障がいのある児童生徒を受け入れていくという使命がございまして、必要のある児童生徒、法で定められた障がいの程度、あるいは障がいの種類というのがございますが、それに該当する子供たちをお断りするといった事例は今までございません。

次に、通学方法でございますが、家から通ってくる子供と寄宿舎や隣接施設等に分けられておりまして、家から通って来る子供が9割で、隣接の所から来る子供が1割程度でございます。

その9割の通学生の中で、自力で通学される方、保護者が送り迎えされる方、それからスクールバスを利用される方、それぞれ3割程度ずつでございます。

我々の考え方といたしましては、将来的な自立ということにつなげるために、やはりまず自力の通学というのを最優先に考えております。ただし、年齢や障がいの程度によって自力通学が困難な方もおいでるので、そういう方にはまず保護者の送迎をお願いしております。それでも自力通学も保護者の送迎も難しいという方には、スクールバスを御利用いただいております。

スクールバスにつきましては、知的障がいの支援学校を中心に板野、国府、阿南、池田

で計8台を走らせておりまして、利用人数は270名程度でございます。

今年度5月現在でございますが、スクールバスを待機している方は零名ということで、今のところ通学の支障は生じてないと我々は認識しておりますが、今後在籍者数の増減等もございますので、通学の困難が生じませんように状況に合わせて必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

古川委員

入学できない事例はなかったということですが、不足している教室もあるということなので、そのあたりのキャパシティを、また通学のほうもぎりぎりではなく、やはりちょっと余裕を持ったような形でキャパシティの拡大を今後考えていかないといけないかと思えます。

あと、今回国が設置基準を策定するということなのですけれども、これは一般の学校と比べてどうなのか、どんな方向性になるのですか。同じような感じで決められるのか、特別支援学校ではまた別の基準になっていくのか、このあたりの方向性とかの情報は収集できているのですか。

猪子特別支援教育課長

国の設置基準の検討の方向性についての御質問でございます。

これまでも申し上げてきましたが、学校設置基準は学校の施設設備等について必要な最低の基準を定めた省令でございます。これまで小中高等学校には定められておりましたが、特別支援学校については定められておりませんでした。

その理由は、児童生徒等の障がいの状態が様々で必要となる施設設備がいろいろあるということで、一律の基準を設けることは困難としてきたわけでございます。

ただ、この度、まず今回の中央教育審議会の答申に特別支援学校にも設置基準が必要であろうということが盛り込まれると。さらに、新聞各紙によりまして、文部科学省が来春にも特別支援学校に設置基準を策定する方針というふうに報道されております。

今申し上げた中にも少し違いが入っておりますけれど、小中高等学校と特別支援学校の施設の違いでございますが、やはり様々な障がいに対応できるような施設設備が必要であるということ。また、ほとんどの学校が小学部から高等部まである、特例としては幼稚部を備える学校もございますし、そうした幅広い年齢段階に対応するということ。寄宿舎がある学校もあります。それから、作業室のような障がいに応じた特殊な教室が必要であったりするというような様々な違いがございます。

中央教育審議会に特別支援教育分野に関する作業部会がございますが、ここでの最新の検討状況を申し上げますと、これまで特別支援学校が地域の実態、障がいの種類に応じて、様々に設置されているという実態をまず踏まえないといけない。一律な基準ではなく、全てに共通の内容と個別に応じて配慮が必要な内容を合わせたような基準を示さなければいけないということ。それから、基準を満たさない施設が直ちに使用できなくなないように、国が手当てを講じる必要があると示されております。

今、こういうことを検討されておりますので、それを踏まえたような中央教育審議会答申がなされるのであろうと考えております。

古川委員

それぞれの実態をきちんと踏まえた上で、設置基準を決めても混乱が起こらないように対応もしながらということですが、余り具体的なところは見えてこないという感じですね。

あと、在り方検討委員会の最終報告案の中には、地域連携や教福連携をしっかりとやっていくということがかなりうたわれているのですが、このあたりの具体的なイメージというのはあるのですか。

猪子特別支援教育課長

地域連携、教福連携の具体的なイメージについての御質問でございます。

まず、地域との連携を進める上におきましては、特別支援学校の児童生徒が地域の中に出て行って学ぶというものと、逆に地域の方が特別支援学校を訪れてくるような機会を増やすというもの、この二つの観点で学校の在り方を見直していくということが大切ではないかと考えております。

その中で、地域に子供が出ていく例として、今まで技能検定、清掃の力を伸ばし地域の清掃奉仕に使っていく、それから近隣の四国霊場の札所でお接待活動をするというような、これは一部の学校ですけれども実際に取り組まれてきた例、こういうものを更に充実させていくような方向を考えております。

逆に地域の方が学校に来ていただくようなことというのは、例えば美馬分校にございますすみまカフェであるとか、あるいは販売スペースのようなものを学校に設けて地域の人に来ていただく、さらには地域の方をコミュニティ・ティーチャーとして学校に招くというようなこと、これはまだ今は取り組まれておりませんが、こういうようなことも一つのアイデアではないかという御提案を頂いております。

次に、福祉施設等との連携におきましても、施設は農福連携を進めておるところが多いということで農作業、あるいはほかのいろいろな作業、B型を持っている施設も多いと思いますので、そういう作業に高等部の生徒はもちろん、小中学部など低年齢の段階から参加するようなことを考えたり、地域への啓発活動を学校と施設が一緒になって取り組んでみるというような連携、協働を進めることが大事と考えております。

もう一つ追加させていただきまして、これまで地域連携、福祉との連携というのは比較的軽度の障がいの子供たちをターゲットにして進めてきたところでございますけれども、ダイバーシティということでございますので、今後はより障がいの重い生徒にも展開していく必要があるのではないかと考えております。

このことによって、障がいの重い生徒たちも含めて、みんなで活躍できるようなダイバーシティな地域社会の形成に結び付けていきたい。それから、将来施設を利用しながら生活されることが予想される生徒たちに、卒業後につながる学習を学校の中でも提供できるように考えております。

古川委員

特に最後に言われた卒業後の進路を見据えて、一般就労される方もおれば、B型の事業

所に行って就労される方もいますので、そういう進路を見据えた知識とか技術の習得、そのあたりも学校の中でしっかりできるような体制もとっていただきたいと思います。

もう1点、特別支援教育はしっかり進めていかなければいけないのですが、インクルーシブ教育、障がいのある人となない人が共に学ぶという部分について、県はどう進めていくのかというところを聞きたいのですが、どうですか。

猪子特別支援教育課長

インクルーシブ教育をどのように進めていくかという御質問でございます。

国が現在進めておりますインクルーシブ教育では、まず障がいのある子供となない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶということとともに、どの子供も授業が分かって、そして達成感、充実感を持ちながら確実に生きる力を身に付けていくこと、この両輪が大切とされております。

現在、県教育委員会におきましても徳島県教育振興計画（第3期）の中で、このことの実現について推進目標を掲げて取り組んでおります。

その流れの中で、地域の小中学校に対しましては、先生方に教員研修を通じて特別支援教育の専門性を高めていただいたり、それから専門的な知識を有する小中学校あるいは特別支援学校の教員が巡回相談員として各学校の支援を行うような相談支援体制をまず整備しております。

それに加えて、市町村の教育委員会に対して、特に就学の事務、学校に入学するということを担当されている事務の方に研修、啓発の機会を設けて、この方たちの理解を向上させる。重度の児童生徒の市町村の学校への就学に係る相談が県にも寄せられることが実際にありますが、この際の助言。そして、医療的ケアが必要な児童が例えば小学校に就学するというようなことがございましたときには国の補助事業等もございますので、そういうことの情報提供。こういった支援をこれまでずっと行ってまいりました。

今後は、この取組に加えまして、今取り上げていただきました新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会報告書にありますように、まずは各特別支援学校がダイバーシティとくしまを先導していく。

特別支援学校は地域の小中高等学校に対するセンター的機能がございまして、そのセンター的機能を通じて小中高等学校をダイバーシティに導いていくことによって、全ての地域におきまして、重度の障がいがある子供たちも含めて、共に地域で学ぶことのできるインクルーシブ教育の実現に近付けてまいりたいと考えております。

古川委員

両輪が大事という話はそのとおりなのですが、では具体的にどう実現していくかということが大事なのです。

研修、相談支援に力を入れてしっかりやっていくということですが、本当に障がいのある人となない人が一緒に普通に生活していくということを作っていくのが自然な方向でいいと思うのです。

一方で、親御さんの中には特別支援学校のほうが安心できるということがあるのも事実です。ただ、やはり普通教育というか一般の学校に入りたいという親御さんもいらっしゃる

います。

県内全ての学校で受入れができるように整備していくというのはなかなかすぐには難しいと思いますので、とにかくやはり一つきちんと事例を作っていくということが大事、特に重症児の受入れの事例をまず一つ作るということがすごく大事だと僕は思うのです。

ですから、どうしても一般の学校に入りたいという親御さんもいらっしゃると思いますので、そういった方の希望をしっかりとかなえて、まず一つでも事例を作って、事例を作るとそこからまた広がっていきますので、そのあたりを目指して行ってほしいと思います。

あと、先ほどダイバーシティの先導役ということも言われましたが、巡回とかも大事なのですけれども、やはり教員の人事交流というのが大事だと思うのです。

特別支援教育に携わっていた先生が一般の学校にも行って教えていくとか、そういうような人事交流の実態は今どんな感じになっているのですか。

小倉教職員課長

人事交流の実態についての御質問でございます。

令和元年度末で申しますと、小中学校から特別支援学校への人事交流者は5名、特別支援学校から小中学校への人事交流者は2名になります。また、県立学校と特別支援学校は県立同士ですので人事交流という表現はしていませんが、異動で県立学校から特別支援学校に行かれている先生が5名になります。

こういった人事交流を通じまして、各教員が特別支援学校の勤務を通じて、きめ細かな支援や特別支援教育の観点、こういったことをしっかり学んで生かせるというような観点が非常に重要だと思っておりまして、引き続きこういった人事交流も進めていきたいと考えております。

古川委員

そうしたら、特別支援学校から高校に行くというのはないということですか。これは法的にもできないのですか。

小倉教職員課長

特別支援学校から県立学校への異動は令和年度末ではございません。

法律的な制限と申しますと、例えば免許を保有しているかどうか、特別支援学校の先生が高等学校の専門科目の免許を持っているかどうかといった制限はございますが、禁じられているといったものではございません。

古川委員

過去にはあったかも分らないのですけれども、令和元年度はゼロということですね。

ダイバーシティの先導役という意味では、特別支援学校から小中高등학교への異動というのがやはり大事になってくるかなと思いますので、このあたりもまたしっかり検討としていただきたいと思います。

もう1点だけ、先ほど施策の推進方針の中で県立夜間中学校、しらさぎ中学校の開校の件がありました。

なかなか希望者が少ないみたいな報道があったと思うのですが、このあたりの現状を教えてくださいませんか。

高崎教育創生課長

古川委員より、しらさぎ中学校の応募状況について御質問を頂きました。

今日現在で、30代から80代までの18名の方に応募を頂いている状況でございます。

古川委員

そうしたら、募集定員は何名までみたいなのはあるのですか。

高崎教育創生課長

定員について御質問を頂きましたけれども、入学考査というのを実施しない義務教育の学校として開校いたしますので、定員は設定いたしておりません。

ただ、初年度の目標といたしまして1学年20名程度、一括募集を行いますので合計60名を目標として募集しているところでございます。

古川委員

1学年20名、合計60名で今は18名ということで、まだ目標からはかなり少ない状態ですし、また実際にどれだけの需要があるかということも分からない中で進めているところはあると思うのですが、また周知もしっかりやっていってほしいと思います。

吉田委員

午前中も議論がありました変形労働時間制についてお尋ねします。

今回議案に出ているということで、これは国の方針とか法律に基づいて県が条例を改正するというものであり、県の立場は十分理解できるという上で質問させていただきます。

午前中に山西委員からも議論がありましたが、その中で、このことを議論することが働き方改革の議論を促すようになったということは大変良かったと私も思っていますし、このことを議論することが働き方改革そのものの起爆剤になれば、それは本当に良いことだというのは全くの同感です。

その上で、この制度の内容が別の問題ではないかということで質問していきたいと思います。

9月議会や今議会の事前委員会でも議論があったのですが、この制度が教職員の残業が多いという労働実態に対して、どう作用するのかというのをこれまでも考えてきましたし、プラスの面も心配な面もあるということで質問してきました。

その中で、県が条例を制定して、各学校で導入するもしないも判断できて、またその下の先生個人でも判断できるということで、一人でも二人でもメリットのある方がいらっしやったら、それはいいのかなという考えを今まで持っていた次第です。

そんな中で、導入しないことを求める意見書というのを吉野川市議会が前の議会において全会一致で可決しておりました。

私の地元なので私にとってはすごく重い意見書となりまして、どうなのかなという考え

をまた巡らせてみまして、地元の小学校、中学校の管理職の方や高校教員の方、何名かにいろいろな意見も聞いてきました。

その中で分かったことが幾つかあるのですけれども、まずこのことで管理職の先生の負担が増えるのではないかというのがありました。全国的な平均と思うのですけれども、管理職の先生は普通の先生よりも残業時間が10時間程度多いと聞いています。

そんな中で、これを導入するに当たって個人の先生と面接し、ほかの先生とのスケジュール調整もして、プランも30日前に作成するという作業が増えるということは働き方改革から見てどうなのかなということを一つ思いました。

それと、育児や介護など元々事情があって定時近くに帰らなくてはならない教師の方もいらっしゃると思うのですけれども、こんな方にはかえって繁忙期に勤務時間を長くすることが難しいので、結局導入できる条件にある残業時間以下の方には導入しにくくて、一人でもいらっしゃるいいかなと思うのですけれども、私がお伺いした学校では該当する方がほとんどいらっしゃらないのではないかと聞いてきました。

あと、校長先生は十分に理解されると思うのですけれども、各々の運用のところできちんと個人の事情を見てくださることが現場によってはきちんと担保できるとは限らないということで、小倉課長から周知を徹底していただけないということなのでも、もしそういうところで瑕疵^{かし}があった場合に調整する所、監督機関は人事委員会になるのかもしれませんが、ほかの学校がある中で人事委員会の人手であるとかは大丈夫なのかということがありました。

ほかの職場であれば、変形労働時間制の導入は労使協定が必要となっているみたいなのでも、教育委員会の場合はそれもないと思うのです。

以上の管理職の負担増ということ、もし育児や介護をしている職員にこれを導入しようとする場合に無理が掛かってはいけないのではないかと、人事委員会の余裕とかがあるのかということに対して、どうお考えでしょうか。

小倉教職員課長

ただいま、幾つか質問を頂きましたので順を追って説明させていただきます。

まず、管理職の負担の部分でございます。

吉田委員に御相談された方々がどういったように管理職の負担と考えられているのかは、私は直接把握していませんが、まず適切な勤務時間の把握、管理がこの制度の大前提となります。こういった勤務管理はこの制度があってもなくても当然やることになっていて法令上課された義務であります。

これをもって管理職の負担が増えるうんぬんといった議論ではないと信じておりますが、例えば管理職としてはこの制度を使っている先生、使っていない先生で勤務時間が変わりますので、そのときに注意して勤務時間を把握するといったことが必要になると考えています。

現在でも、勤務形態について勤務時間を個人の先生方に対し時間差でずらしたり、育児での短時間勤務とかで勤務時間が少し短い先生、また再任用の短時間などで午前だけ午後だけといったような様々な先生がいる中で、こういった勤務時間の特例が一つ増えるというのが今回の制度になりますが、これだけをもって管理職の負担が増大するといったもの

ではないと思うのです。

ただ、新しい仕組みとして選択肢が一つ増えるので、管理職の方が面倒だと言われてしまうと、そこは少し管理職としての適性に欠くのではないかと思いますので、先般から申し上げていますように、管理職にしっかりとこの制度を分かりやすく説明して、負担なく使えるようにしていきたいと我々は考えています。

また、専門家の先生方の御意見などを聞いていますと、行事の繁忙期や就職とか進学の繁忙期みたいなときは生徒も面接指導などを待っていますので、どうしても勤務時間に業務を終えることが難しいといった事案のときにこういった制度を活用すると、勤務時間の割り振りで先生に無理な超過勤務をお願いすることがなく何とか柔軟に対応できるといったような、勤務時間のマネジメントが楽になる部分もあるといった御意見も聞こえておりますので、この機会に一つ紹介させていただきます。

2点目の質問、育児と介護についてでございます。

文部科学省の法律ができた際の議論でも、育児と介護を行っている方については、ただでさえそういった勤務時間が特例的になっておりますし、諸事情があるということですのでしっかりと配慮して活用するようということになっております。

仮に本県において今後この制度を導入した場合でも、これは全く当てはまるものでございまして、育児あるいは介護といったことを行っている教員に対しては、そういった事情であるとか、どこまでが可能でどこまでができないのか、まずは校長がしっかりと話を聞いて相談し、かつそういった方々からこの制度を活用したいという希望があれば、当然勤務時間をしっかりと守っていただきつつ負担にならないようにして活用してもらう。

こういったものは育児、介護で無理ですと先生がおっしゃるのであれば、当然この制度は使うことができないということになっておりますし、無理に強制するものにはならないというところですので、こういった運用についても我々からしっかりと説明していきたいと思います。

3点目の人事委員会についてです。

先ほど労使協定というお話もありましたが、教育公務員は地方公務員の一種になりますので、当然そういった協定に基づくのではなく、まず大原則として職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例や県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例など、県の条例に基づいて、県費負担教職員あるいは県立学校職員の勤務時間が定まります。

この勤務時間条例に基づいて、基本的には服務監督権者、小中学校であれば市町村教育委員会、県立学校であれば我々県教育委員会、更にその中の学校の所属長である校長が責任を持って見ることになっております。

先ほどみたいにあってはならないことですが、万が一勤務時間が延びていてまとめ取りができていないといったことがあれば、これは制度の趣旨にも反しますし違法状態になりますので、まずは服務監督権者である教育委員会がしっかりと見ます。

また、こういった勤務時間に関するものは人事委員会規則を根拠に置いて定められているものも多くございまして、我々も人事委員会としっかりと協力し、かつ人事委員会からの御意見といったことがないようにしっかりと管理していきたいと思いますが、仮にそういったことがあればしっかりと承りまして、適切な対応をしていくといったこととなります。

吉田委員

あと、この条例制定の手續なのですが、段取りについて国会の答弁を見てみたのですが、文部科学大臣が答えられているのを読み上げますと、本制度の活用にあたっての手續や段取りとしては、公立小中学校の場合、まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会が改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法や省令、指針などを踏まえて条例を作成し、議会で成立するとなっているのです。

この手續の前段のところ、小中学校の場合は各学校で検討の上で市町村教育委員会と相談とどんどん上がっていくような感じの段取りということが書いてある中で、徳島県の場合、最初のところの検討がきちんと学校で行われてから上がっていったものなのかと少し疑問に思ったのです。

重複の説明になるかもしれませんが、各市町村教育委員会なんかが校長会で意見をお聞きしたという御答弁は前の議会でも頂いているのですけれども、その辺について各学校でどの程度の議論があったのかということはお聞きしていますか。

小倉教職員課長

読み上げていただきました文部科学大臣による国会答弁については私も当然熟読しておりますし、そういった国会での議論を受けて成立した法律について、文部科学省が我々都道府県教育委員会に出した通知の中でも、その趣旨を書いております。また、この導入にあたっては、文部科学省の初等中等教育局が示している変形労働時間制の導入の手引といった分かりやすい書類の中にも明示されています。

そこには、一部重複するかもしれませんが、条例等を整備するにあたっては、例えば県費負担教職員については、まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において省令、指針を踏まえて条例等を整備することが考えられますというように、例えばという形で付いていますが例示としてしっかりと示されています。

当然、我々もこの趣旨を踏まえて、これに即して条例の制定を検討しておりまして、本日の冒頭の山西委員からの御質問にも回答いたしました。昨年12月に法律ができて、まず勤務時間の上限について今年4月からの施行部分を条例改正した際にも、こういった通知、あと1年後から変形労働時間制も使えるようになりますといった法律改正の動向について、我々は市町村教育委員会を通じてしっかり情報提供しております。

さらに、通知を投げっぱなしというものでは全く進みませんので、この複雑な新しい制度を導入するには我々も含め、各市町村、各学校にも当然抵抗感はあるとは思いますが、我々としてもどういうふうに分かりやすい制度にしていこうかというところで、その後気を付けて議論しようと思って進めておりました。

例えば、私は4月から着任しておりますが着任早々の5月の段階で職員団体のほうからの要望として、変形労働時間制の導入を是非検討してほしいといった声を聞きましたし、学校現場にお伺いする際、あるいはそういった方々が要望に来られる際に話を聞いて、確かに使いたい職員はいるのだというお話もあります。

ただ、先生一個人の望みでこの制度を使えるものでは当然ございませんので、その後市

町村教育委員会に流した通知の周知であるとか、あるいは国の動きをお知らせしただけでは、徳島県ではどうなるのか、県はそもそも条例にするのかというところで議論がストップしてしまいます。

そうならないように、我々としまでも5月の要望を受けて夏に検討し、ここからは以前御説明したことに重なるかもしれませんが、校長先生方を集めた会議や市町村の教育長を集めた会議で個々に説明しまして、その際にも確かにこれは使えるのではないかと、助かる先生はいるといったお答えを受けております。

ですので、決してお話になった文部科学大臣の御答弁を無視したり、文部科学省の作り方のマニュアルを無視して、単に制度だけを進めているわけではないということは、少し長くなりましたが説明させていただきます。

吉田委員

小倉課長が国会答弁も熟読されて、これに基づいてしっかりと取り組んでいらっしゃるということは分かりました。

ただ、校長会などで項目には確かに出てきたけれども、深い内容の議論であったり、これを単独で分けての議論というのはなかったように記憶しているということを複数の現場の管理職の方から聞きました。

できている所もあるのかもしれませんが、現場ではそういう実態があるということをお伝えさせていただきたいと思います。もちろんそれが全てではないのですけれども、もしそういうところが多いとしたら、この成立の文部科学大臣の言葉とは違うなというのを感じた次第です。引き続き、周知していただきたいというのは要望しておきます。

あと、変形労働時間制のメリットは休日のまとめ取りができるようになるということでしたが、有給休暇を使えば夏休みは取れるのではないかとということを事前委員会でも質問させていただいたのですけれども、できる範囲で集計していただけるということでしたので、その結果を教えてください。

小倉教職員課長

有給休暇の取得状況について、事前委員会で御質問、御依頼がありまして調べてまいりました。少々お待ちください。

須見委員長

小休いたします。（13時55分）

須見委員長

再開いたします。（13時55分）

小倉教職員課長

大変失礼いたしました。

有給休暇の取得状況について、県立学校分につきましては教育委員会内でシステムを用いて集計することができましたのでお答えします。

令和元年1月から12月までで年間20日の有給休暇が付与されますが、令和元年度の有給休暇の取得状況は、県立学校の職員は平均11.7日になります。念のため1年遡って、平成30年の1月1日から12月31日まででも調べましたが、そちらは12.3日でした。

吉田委員

やや古いのですが、文部科学省が2016年に実施した調査に基づく全国の統計で、2015年の状況では、平均ではなく中央値というのがありまして、小学校の教員で大体10日前後、中学校の教員で8日か9日という結果がありました。

今の県教育委員会の調べでも、20日の有給休暇がある中で大体半分より少し多いぐらい取得されているということなのかもしれませんが、中学校は小学校よりちょっと少なくなるかもしれないと予想されます。

前年度の余っている有給休暇も翌年度に繰り越す制度があると思いますので、前年度に平均的に11日、12日使われた場合、8日か9日余っているのが重なって、8月で有給休暇の区切りがあるということですが20日近くの有給休暇が残るということで、いろいろと心配事とか問題の多い変形労働時間制のメリットが夏休みにまとめ取りということであれば、有給休暇を取りやすい環境を作ればそれが可能なのではないかなと思ひまして、先日の委員会で質問させていただきました。その思いは今も同じなのです。

山西委員がおっしゃったように、子供たちと向き合う時間を先生たちに多く取ってほしいということで、現状がひどいので去年に働き方改革として残業時間の上限も定められたということで、少しずつ前進しているとは思ひます。

外部人材制度で改善はされていますけれども、先生たちの人員を増やすか、仕事量を減らすかということで、働き方改革を進めるという意味で仕事量が多いことを客観化したり、可視化したりするということは非常に大事だと思うのです。

繰り返しになりますけれども、この変形労働時間制で、2時間延長して繁忙期の勤務時間が10時間まで認められるということは、そういう可視化された残業時間が見えなくなってしまうということで、働き方改革からしたら、本当に客観化、可視化することで世論の減らさないといけないという気運を高めたりする上ではデメリットもあるということを主張したいと思ひます。

これから言うのが一番デメリットで心配な点なのかもしれませんが、先生たちの正規の時間は確か7時間45分で、昼休みも取れていないという方が多いということです。一般的な労働基準法の1日の制限時間は8時間で、この8時間を忙しいときに10時間とかにすることを認めてしまうということが一番引っ掛かる部分なのです。

労働基準法で定められている1日の労働時間8時間ということに対して、どういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

小倉教職員課長

まず、先ほどの可視化の部分についても少しお答えさせてください。

可視化について、今日の委員の御説明を聞いたら、要は残業時間だったものが勤務時間が延びることで残業時間ではなくなるということと理解いたしました。

まず、有給休暇の取得との関係ですが、その勤務時間が別の休みのまとめ取りの日には

勤務時間を割り振らないということで、有給休暇を使わずともまとめ取りができるという仕組みでして、有休取得は個人の権限なのでいつ使っていただいてもいいのですが、教育委員会としては是非いろいろな機会に使っていただきたいと思っております。

それと可視化の部分ですが、おっしゃられたように教員の勤務時間は長いであるとか、時間外在校等時間が増えているといった状況は我々もしっかり把握していますし、国の調査でもそこは膨大であると明らかになっているからこそ、この度の法律のような勤務時間の上限時間の設定であるといった働き方改革が進んでおります。

我々はそういったものをしっかり見据えて進んでいますし、勤務時間の残業部分がなくなるというのではなくて、この制度を使えば、この先生は1日9時間働き、別の日には休みましたという勤務時間管理の徹底の観点からはしっかり働いた分がなくなることはございませんので、そういったところを見ていきます。

以前に委員から御質問いただきましたように、教員の先生方には時間外の勤務手当は出ません。そういったものが出ない状況で、残業がこんなに大変だから教員を増やせというように主張することも当然できますが、そういったことは長らく時間が掛かります。我々も教員の定数について毎年要求してなかなか十分にはもらえていません。

そういったすごく時間の掛かる議論をしていたら、今働いている先生方が勤務時間を超えて働いていた分には何もしないでいいのかということになってしまいますので、まずはこういった制度を活用して今の働いている先生方の負担を減らしつつ、またこの忙しい状況を我々も十分把握しておりますので、先ほど教育長から働き方改革を断行するという答弁がありましたが、引き続き教育委員会全体として教職員課含めて各課で対応してまいります。

今の7時間45分といった御質問の部分ですが、教育委員会では労働基準法自体は把握しておりますけれども、所管していないので詳しくは申し上げられませんが、この変形労働時間制は労働基準法の中に既にある仕組みでございまして、今までの制度上、教育公務員はその1年単位の変形労働時間制を使えないという制限が掛かっておりました。

それがこの改正でようやく使えるようになったというものになりますので、労働基準法の考え方、また先ほどの上限時間、7時間45分が今後最大10時間になりますけれども、その最大10時間という数字といった細かいことも原則となる労働基準法制に即した制度設計になっていると承知しております。

吉田委員

今の現状に対して何もしないでいいという話がありましたけれども、一足飛びに行かないので徐々にという話もありました。

時間外在校等時間の25パーセント削減という目標があって、それに向かって行っているという話もあったのですが、例えばこの制度の導入によって、トータルの時間は休みが取れるとして、これも25パーセント削減の中に入ってしまうですね。

変形労働時間制を取り入れること自体が働き方改革にはならないという国会の答弁等もあったと思うのですが、これまでの議論でもありましたように、ほかの働き方改革とセットであって初めて意味があるという答弁も前にあったと思います。

例えば、忙しい時間は変わらないのに見せかけの数字としては減ってしまうので、有給

休暇を取れる時間がまとめ取りとして取れるだけでトータルでは変わらないというのであれば、25パーセント削減についても逆行してしまうのではないかなと私個人としてはどうしても感じてしまいます。

そういった点についてお伺いしたいと思います。

小倉教職員課長

まず、25パーセントの減の部分に入るかという話ですが、この制度は現在1日9時間とか働いている先生がいたときに、1日8時間を超えた部分といった控除的になっている部分について適用することで、その部分も勤務時間になりますので、当然時間外在校等時間の数字は減ります。

ただ、それは数字のトリックで消しているのではなく、その働いた部分をまとめ取りとして、ほかの部分の勤務時間をそもそもなくすという勤務時間の移動になりますので、先生個人の働いている総時間量は変わらないということになります。

この制度の導入が働き方改革にならないというのではなくて、多分今まで申し上げたり国会でも答弁されているのは、この制度を導入しても教員の勤務の分量自体は減らないということなので、その勤務量を減らすのが業務改善であり、働き方改革の一つなのだと思います。

ですので、その部分を丁寧に御説明したいと思います。

吉田委員

また休日のまとめ取りの話になるのですけれども、有給休暇ではなくても休めるというのがいいのだとおっしゃる現場の方も確かにいらっしゃると思いますし、何もないのに有給休暇は取りにくいというような文化のようなものがあるのは確かだと思います。

それならばいろいろな問題点が指摘されている制度よりも有給休暇を取りやすくするようなキャンペーンであるとか、病気はまた病気休暇がありますけれども、何か予定があつての有給休暇ではなく休暇としての有給休暇を取りやすくするような仕組みを作ること、それに代わることはできると思うというのが私の意見です。

時間外は10時間を超えた部分と認めてしまうのは、何か一線を越えてしまうような感覚があります。

労働基準法ではほかの職種では認められているというのは分かりましたけれども、労働者としての先生と考えた場合に、それを当たり前として、その一線を越えてはいけないのではないか、これ以上負担を増やしたらいけないのではないかという思いがどうしてもありますので、それは意見として言っておきます。

吉野川市議会から全会一致で出ておりますので、私としては条例改正に賛成できないかなという思いと地元の思い、両方で意見を言わせていただきます。

黒崎委員

私からも何点か御質問を申し上げます。

変形労働時間制については、また後でゆっくりと質問させていただきたいと思います。

まずは、2年前に総務省から出されました内部統制制度について、知事部局では全ての

部局で、まずお金の出し入れの会計のほうから始めるということでもあります。

これを教育委員会のほうでも適用しなければいけないものなのか、あるいはするとすればどの分野からどうされるのかということをお伺いしたいと思います。

長町教育次長

ただいま黒崎委員から、内部統制制度に関する御質問を頂きました。

この内部統制制度とはどういうことかと申しますと、事務上のリスクを分析、コントロールする体制を組織内に構築する、いわば事務上のリスクを事前に把握し、またそれを防ぐための対応などを事前に考えておくというようなことが中心になろうかと思います。

地方自治法におきまして、財務に関する事務については今年度から制度の導入が義務付けられているところでございます。

本県では、徳島県内部統制に関する方針を令和2年3月に策定いたしまして、内部統制の対象事務を財務に関する事務と定めています。

教育委員会の財務事務を見てみますと、これは知事の権限に属する事務の補助執行となっておりますので、教育委員会におきましても知事部局と同様に内部統制の有効性確保のため、昨年度を試行期間といたしまして、今年度から内部統制制度を実施しているところでございます。

具体的には、教育委員会事務局各所属及び全ての県立学校におきまして、財務に関するミスを防止して効果的、効率的に業務を行うために、あらかじめ歳出事務や財産管理等の財務事務上のリスクを洗い出して見える化を行いまして、その対応策、例えばこの業務については複数人による多重チェックが必ず必要であるといったような対応策を記載したリスク識別評価シートといわれるものを作成しております。

そして、この内部統制の評価につきましても整備状況や運用状況について、例えば作ったリスクシートに漏れはないか、結果としてリスクが顕在化していないかといったような自己評価を行いまして、それを踏まえた適切な事務執行に努めますほか、監察局におきましても今年度から評価を実施するという予定となっております。

なお、結果につきましては監察局において評価報告書が作成され、監査委員の意見を付した上で、また議会にも報告される予定と伺っております。

教育委員会におきましても、この内部統制制度の導入を契機といたしまして、適正な財務事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

ありがとうございます。丁寧な御説明を頂きました。

教育委員会もその範ちゅうにあるということですが、今までなかったことがいきなり起こったということですので、現場も大変混乱するかも分かりません。

ただ、県の関係はそうなのですが、市町村関係の義務教育の部分についてはどうなっているのかということをもっと更に関心したいと思います。

長町教育次長

市町村における内部統制制度に関しての御質問でございます。

この内部統制制度の導入につきましては、地方自治法第150条によりまして、都道府県と政令指定都市においては義務付けられているものでございます。また、政令指定都市を除きます一般の市町村においては、導入は努力義務となっております。

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインにおきまして、導入及び実施する場合の基本的な枠組み等が示されているといったところでございます。

市町村が設置者となっている小中学校につきましては、法令に準拠しまして当該市町村が内部統制制度を導入する時期に合わせまして、小中学校においても実施されるものと認識しております。

なお、県立の中等教育学校や県立中学校におきましては、知事部局と同様にこの内部統制制度を本年度から導入し運用しているといったところでございます。

黒崎委員

努力義務ということなので、恐らくいつかは必ず市町村も採用すべきというふうなことになってくると思うのです。

そのときには、県が努力してきたことが役に立つということになってまいりますので、モデル的な部分もきちんとなぞっておいただきたいと思います。

いずれは財政だけではなくて、もう既に民間では人事のほうにも及んでいる話でございます。

教育委員会、かつては先生は神職だと言われておりました。今となれば、それは負担以外の何者でもないという部分があると私も思うのですが、やはり人事の管理、間違いを起こさない、あるいは職員を守るというふうな役割を期して、人事のほうにも拡大されるものと聞いておりますので、今の財政の部分をしっかりやりきっていただきたい、中の問題点を集約して整理していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、変形時間労働制のことでございます。

先ほど来より、朝からずっと聞かせていただきました。委員の皆さん方から大変いろいろな御意見が出てまいりまして、立場は違えども大変いい議論がされているなと思ひながら聞いておりました。

先ほども神職と言いました。私が昭和29年生まれですので、先生が神職だと言われているのがまだ生きていた時代でございました。先生は、家のことまで心配して生徒のお世話をしているというような時代でした。仕事も大変たくさんあったのだと思います。そんな中でも生徒のことを気に掛けていろいろな面倒を見てこられたと思います。

今は、それ以外の部分で先生の責任が拡大しておりまして、大変な時代になったなと思います。

でも、先生も一人の人間でございますので休むということも大切でございますし、次の仕事の活力にもつながってくるということでございますので、国から出された制度の改正ということ、また県はそれを受けて条例を改正するのだということでございます。

ただ、県が条例を作るときに必ずチェックしなければいけないことがありますね。

条例の作り方で、例えば内容的な側面がどうなっているのか、あるいは形式的な側面は大丈夫なのかどうなのか、どこの部局がチェックするか分かりませんが、県庁の中にはそういうことをチェックする部局が当然ながらあると思います。恐らく監察局でしょう。

そういったときに、外見的事実は読む文章として法律に準拠したものかどうかというふうなチェックをなされるのですが、内容的な側面というのはその条例が持っている意味合いがどういう内容なのか、一番大事なものは県民にとって県民全てが受け入れられるのかどうなのかという部分であります。それが条例であります。

最大の方々に支持していただけるような内容でなければ、条例ではないという部分があります。

では、今まで徳島県が作ってきた全ての条例がそうだったのかと言われれば、私も責任は持てません。どこか抜けているところもあるかも知れません。

ただ、そういうことが求められているということだけは事実であります。

そういった中で、吉野川市の市議会から、この度の議題に上っております変形労働時間制のことについての反対の意見書が出てまいりました。

地方議員の我々がこれをどう考えるべきなのか、ましてや地方におけるセンターの県議会です。この県議会の中で、この意見書をどう考えるべきなのかということについて、私は大変悩みましたし、今でもどうすべきなのか悩んでおります。

と申しますのも、私の家があります鳴門市の知り合いの学校の先生にいろいろ話を聞いてきたのですが、賛成反対が丁度半分ずつで判断が大変難しいのです。

しかしながら、一つの議会から反対の意見書が全会一致で出てきたということで、その重みをどのように考えるのかということでもあります。県議会議員として、これは決して素通りできない内容であります。

すなわち、そのカウンターパートである教育委員会の皆さん方にも、これについてどうお考えになっているのかを問わなければならないということですので、御答弁願いたい。

小倉教職員課長

ただいま黒崎委員のおっしゃった吉野川市議会の意見書というものは、教育委員会宛にきちんと送られておりまして、我々もしっかり読まさせていただいております。

そちらでの内容は、正に前回の委員会からこの場で議論している内容が含まれておりまして、こういった市議会の意見書が出たことは、制度、条例を制定するに当たって市議会から教育委員会に宛てられた意見であると、地方自治法に即した意見書でございますので、当然尊重して拝読させていただきました。

正にこの県議会の御質問に対する回答を通じてしっかりと説明し、不安がある所は不安を解く、制度の理解がまだ十分ではない所につきましては我々の説明不足だったかということですのでしっかりと説明させていただきます。

さらに、その意見書が届きました時は、吉野川市教育委員会にどういう状況ですかという質問や確認をしたところ、市議会の動きなので、吉野川市教育委員会のほうでは市議会側への直接の説明や意見の聞き取りといった機会は残念ながらなかったように聞いております。

もちろん市議会の動きで、市議会に吉野川市教育委員会の方が入っているかどうかまでは把握していませんが、我々は県としてしっかりと説明しますけれど、吉野川市教育委員会も関係者あるいは市民の方、あと市内の学校の先生にしっかりと説明していただきたいと

思っておりますし、そういった意味では我々はまず吉野川市教育委員会のほうにこの制度をしっかりと説明しますということ、丁寧な説明をお願いしますということを伝え、吉野川市教育委員会からもしっかりと説明していきますというお答えも頂いておるところです。

いずれにせよ、こういった意見書が届いたことは我々も把握した上で、制度設計なり今後の説明、周知を行っていきたいと考えております。

黒崎委員

吉野川市教育委員会にもお話をされております。

この吉野川市議会から出された意見書の提出先は徳島県知事になっておりまして、吉野川市教育委員会に出したものではありません。直接的には知事に出したものでありますから、徳島県の教育委員会としてはどうお考えになっているのかという問いをいたしました。

その問いの中で、しっかりと説明をしていくという部分のお話がありました。

小倉課長、正に足りないのはどう説明してきたか、説明がこれで足りているのかどうかというところだと私は思います。賛成の方も結構おられる。ところが反対も同じぐらいなのです。

こういった中で、吉野川市議会が反対の意見書を徳島県知事に出したということであります。ほかにも板野郡内のどこかから出てくるという話も聞きました。

そんなことでございますので、恐らく板野郡内の四、五万人の都市と、それとあと吉野川市が4万人、そうしたら徳島県人口の1割の市町村議会が反対の意見書、態度を表明していると捉えるのが我々県議会としては当然の話であります。

ですから、説明が足りないということをどうフォローしていくか、まずこのあたりをこの付託委員会の中で議論しておかなければならない、あるいは時間がなくて議論ができなければ、こういう方向でしっかりと議論していくということを表明していただかなければならないだろうと私は思います。そのことについてはどうお考えですか。

小倉教職員課長

そういった反対のお声が今なお届いているのは我々も把握していますし、決して今までの説明が十分だとはもちろん考えていません。

ただ、先ほどの答弁と重なってしまいますが、法律ができて周知をして、勤務時間の上限の制度の条例改正をして周知し、こういった変形労働時間制の国の省令やガイドライン、またマニュアルといったものが作成されて送られてきて、そういったものを周知するといったところで、かれこれ1年以上はこういった議論について説明してきましたが、やはりそこで問われるのは県としてはどうするのですかというところになります。

そこを、国がこういう制度になったからよろしくではなくて、この制度は国がこういう制度になって県はこうするからよろしくという説明をしていかないといけません。

したがって、今この制度を条例案としてようやくここまで形として作って、更にいろいろな御意見を含めて運用上の注意点や現場の先生方が持っている不安を我々もしっかりと勉強することができました。

こういったことを含めて、引き続き今後も説明していきますが、例えばこれを今条例案

で出しておりますので、条例ができれば、こういった仕組みができたのでこういう動きで運用するとこういうメリットがありますよとか、あるいはこの制度を制定するに当たってはこういった不安の声が届くと、市議会からの意見書は県教育委員会宛てにも届いておりまして私が見たのは教育委員会宛てのものですが、そういった議論もありますということもしっかりお伝えします。

その上で、県教育委員会を含む監督権者として実施していく市町村教育委員会、あるいは学校長に今後ともしっかりと説明して、この制度が本当に先生方の働き方改革に資するものである、あるいはリフレッシュで子供と向き合える時間ができるような制度であると、先生が笑顔になって、ひいては徳島県の教育委員会あるいは教員には、そういった制度がしっかり整備されているので、徳島県の教員を目指してくれる人が増えるように、丁寧かつしっかりと説明していきたいと思っています。

黒崎委員

現場の状況にも即して丁寧に説明していただきたいと思います。

ただ、条例を制定する前に、そこらはある程度の段階までやっておくのが普通です。

なぜ急がれたのか、なぜそんなに急がなければいけない理由があったのかというところも実は問いたい。問いたいけれどもこれを問うと時間がなくなってしまうからやめておきますが、私はそう思います。

とにかく、急ぐということにプラスとマイナスがあるとするならば、今はマイナスがあるという感じがするので、この条例を通すのであればそのあたりのことをどのようにするのか。

例えば、条例文の一番最後に現場との意見調整はどのような形でどうするのだとか、問題点をクリアしていくには現場と十分話をするとか、そんなことを十分お約束みたいな形で例示されたほうがいいかもしれないというのは何となく思います。

ただ、なぜこれだけ急がなければならないのかというのが、私には分からない。

実は、私が反対するとなった途端に、教育委員会以外の誰かが止めに来ました。

そんなこともあるのだなと思って、これは絶対言わなければいけないなと思いました。こんなことがあってはならない。議会を甘く見たらいけない。議会は真摯に一生懸命、市町村から上がってきたことをチェックして丁寧に議論をする場所でありますから、例え私が鳴門市出身であっても県議会議員として県下一円の上がってきた問題をチェックする義務がありますからね。

ですから、これだけ興奮気味で熱を入れて一生懸命言っているのですけれど、板野郡の県議会議員も来られておるので全部言っておかなければいけないなと思って今言っているのです。

とにかく、このあたりはどうも納得いかないというのが今の私の状況でございます。

もうちょっと落ち着いて条例をやり直したらどうなのかと思うのだけれども、それはどうなのですか。

小倉教職員課長

先ほど申し上げましたように、国の制度が出来上がったことは過去1年来説明してきて

おります。また、要望を受けた上で県としての制度の土台がないと議論も、あと具体のイメージも湧きません。

そういったものを作り上げて、今議会の条例案の前にはしっかりと職員団体への各種説明、あるいは交渉等を通じてきたので、決して急いでいるわけではありませんし期間が非常に短いというものでもございません。

ただ、まだまだ御理解いただけていない部分があるのは我々としてもしっかり受け止めておりますので検討して、仕組みがこうなります、徳島県ではこういうふうに働いた場合こういう休みが取れますといったところをしっかりお伝えしていきたいと思っています。

黒崎委員

何をやめて先生を楽にしていけるのか、何をやめれば先生がずっと楽になってくるのか、議論がまだまだ足りない。その状態でどういう仕組みにするのかという具体的な議論がなされていないと私は思うのです。

この後の採決で私は反対に回りますけれど、取りあえず私の意見をしっかりとお伝えして、質問を終わりたいと思います。

扶川委員

今、黒崎委員から板野郡の話が出ましたけれど、私も確認してみましたら、御存じだと思いますけれど藍住町の議会で反対の請願が採択されております。板野郡でも最大の町ですから、市と町を合わせたら7万人の人口を擁する議会が反対しているというのは、やはり重いと思います。

このことをさきの徳島県議会教育を考える議員連盟の勉強会で私も勉強させていただいて、非常に勉強になりました。

鳴門教育大学の阪根先生のお話を伺って、先生がおっしゃるとおり、残業しなくてもいいように業務量を減らすことを前提にすれば、今取れていない年次有給休暇も取れるであろうし、それに加えて、夏季休暇もありますけれど、夏休みに3日ぐらい取れるのではないかというお話で、理想的にはそれが一番だと私も思いました。

ただ、吉田委員も黒崎委員もおっしゃったとおり、順序が違うのではないかと、二つ違うと思います。

まず一つは、一番は教師の業務量を減らすことでしょう。それなしにこの変形労働時間制だけ導入しても何の意味もない。先ほど小倉課長も、これによって労働の分量は減らないとおっしゃった。そうなのです。

私もある教育長から、この制度ができてほとんど手を挙げないのではないかという意見をお聞きしました。有給休暇が取れていないのだから、追加で夏休みに休めると言われたって意味がないのです。吉田委員に数字をお答えされたように半分しか取れていない。

これを解決するのがまず先で、慌てて条例を作る必要があるかというのは疑問です。

今、全国で条例をどれぐらい作っていますか、あるいは提案されていますか、教えてください。

小倉教職員課長

全国の状況を網羅的には把握しておりませんが、法律の施行が来年4月からになりますので、今年度中に条例の制定に動いている教育委員会が多いというところは聞いておりますし、了解を得られていませんので、ここでは具体的な都道府県名は避けますが、実際に私も幾つか聞いたところ、既に条例を提出している所もあると聞いております。

扶川委員

私の所に資料を持ってきていただいた方には、具体的に条例を出したのは徳島を含めて2か所しかない、四国では徳島以外はゼロだと聞きました。四国ではやっていないですね。教えてください。

小倉教職員課長

具体的な都道府県名は差し控えたいと思いますが、四国内で確認したところ、条例制定に向けての準備はしている段階というところまでは聞いてございます。

扶川委員

準備期間に1年掛けたって、2年掛けたっていいわけですから、どこでも準備はできるでしょう。条例制定はしていないということですよ。

今、学校現場の先生からお話を聞いても、夏季休暇を取るのが精一杯で、なかなか有給休暇までは取れないと。8月が締めになって1年間は20日繰り越せるけれども、それが取れずに40日たまってしまって、それを一生懸命消化していると。その段階で、繁忙期に労働時間をカウントしてもらって、夏休みなんかを取れと言われたって何の意味もないとおっしゃるのです。

だから、これを導入されてもほとんど手を挙げないのではないかと、ある教育長の意見なんかも出てくるわけです。全くそうなるのではないかと私は思います。

とすると、こんなものを急ぐ必要はないです。

これは手順の問題で吉田委員もおっしゃいましたけれど、小倉課長も読み上げられたとおり、まずは学校現場で議論することから始まって積み上げていかなければいけないのに、今お話を聞いているとボトムアップではなくてトップダウンになっているように思います。

実際に、学校で校長先生を中心に先生方がこのことについて討議して、これはいいという賛成の意見、導入してほしいという声を市町村教育委員会に、あるいは県だったら県教育委員会に挙げていこうという手順が踏まれているかといったら、踏まれていないとおっしゃっていました。それはどうなのですか。

小倉教職員課長

先ほどから御説明していますように、職員団体からの生の声、あるいは個々の教職員からのこの制度は使えるのではないかと、声を既に聞いて、要望も受け賜って作っているという説明をさせていただきました。

実際には制度がないのに、各学校にこの制度は使えますかという問い掛けや調査をすることはナンセンスだと思いますし、そういった調査自体が学校の負担を増やします。

そういったものはやっておりませんが、一部の学校ではこういった議論が起きた場合、うちは使えるだろうかといったお話をされて、例えば勤務時間を見たらこういった先生やこういった部分では使える人もいるけれど、使えない人もいるかもしれないといったような具体の議論をされている学校もあると聞いております。

順序とおっしゃいますが、我々としては適正にしっかりと説明してきております。

残念ながら、そのお話をされた教育長なのか校長先生なのかは把握していませんが、そのあたりは県の説明不足だったかと反省しておりますし、しっかりと説明していきたいと思います。

業務量の縮減が先というお話も頂いておりますが、冒頭に申しましたとおり、我々としても過去数年ずっと業務量の縮減は少しずつやってきておりますが、特効薬ではない、なかなか時間が掛かるということです。

教員が業務縮減できた分をどうするのか、あるいは勤務時間を把握して今のまま残業代も出ないまま働かせっぱなしなのかといったところで勤務時間の割り振りを変更するものですので、代休の仕組みとも違います。

先ほどのお話だと、恐らく代休と勘違いされているのかなと思いましたが、そういったところも我々から丁寧に説明していきたいと思っています。

また、業務量の削減については、今日働き方改革プランの御質問もございましたけれど、当然教育委員会として適正に取り組んでいるところです。

扶川委員

代休だろうが、有給休暇だろうが、夏季休暇だろうが取れないのです。与えられている権利を全部行使できない現状があるのです。そこにまた3日ぐらい新しい休みを作りますと言ったって、内容は何も変わらない。

だから、これでは何の意欲的な改革にもならないわけです。

今日の議論の中で、山西委員や古川委員、井下委員が言われていたことは、私も基本精神は全く賛同いたします。

今挑戦しなければいけない、学校の先生方の労働時間を減らして子供たちに丁寧に教育ができるようにしなければいけない、全くそのとおりです。ここの会場の人、誰も異議はないと思うし、それは皆で力を合わせてやらないといけないことだと思います。

そのために必要なのはスクール・サポート・スタッフとか学習指導員、それで足らなかったら、なかなか実現できないとおっしゃいますけれど、文部科学省から来られておる方がそんなことを言われたらいけないですよ。教員定数の改善とかを実現してください。そういうことをがんがん国に物を言って実現する、県議会も毎年みたいに意見を上げているではないですか。それがなかなかできないなんて諦めていて何が挑戦的ですか。

小倉教職員課長

なかなかできないと申し上げたのは、業務量の削減や働き方改革をやればいつの間にか残業がなくなる、こんなことはあり得ません。また、教員の定数は国の基準になりますので教育委員会の仕事ではございません。

ただ、我々はしっかりと定数の確保を要求していますし、人を増やす要求だけではなく

て、先ほど例示していただきましたけれど、スクール・サポート・スタッフについても導入と予算の確保を県教育委員会としてしっかり頑張って作ってきました。今年は学習指導員の新設で現場の教員からは非常に感謝の声を聞いておりまして、恐らく教職員課長としてなかなか褒められることはないのですが、私も嬉しい言葉を相当聞いております。

こういったものをセットで要求して、県教育委員会としてはしっかりと進めていますし、学校にも目に見える手応えが少しずつ出てきていると思いますので、我々もこういった声を更に聞けるように、負担軽減のための人材の確保や業務量の削減にしっかりと取り組んでいきますし、引き続きやっていくというところは御理解いただきたいと思います。

扶川委員

私も褒めますから勘違いはしないでくださいよ。

その点は評価していますので、どんどん学習指導員を増やしてほしい。スクール・サポート・スタッフをもっと増やせないのか、どんどん増やすように県としても人材確保に取り組んでくださいと、私は質問しましたよね。

でも、残念ながらなかなか進んでいないというお話も今日出ましたけれども、それはまた工夫して是非もっと進めていただきたい。

ただ、学校の先生でなければできない業務もあるのだから、国でも議論されていますけれど、定員数の改善と併せた少人数学級の導入、拡大というものが不可欠です。

まずは国に対して強力に意見を上げていただきたいのですが、その点はいかがですか。

小倉教職員課長

少人数学級の実現、今正に国において非常に議論が進んでいます。

県教育委員会としても、少人数学級については先駆けて実施して、きめ細やかな指導ができるといった実績も上げてきております。

こういった声を国への定数要求の際にも伝えて、引き続き教員の確保をしっかり努めていきたいと考えております。

扶川委員

あえて挑戦的なお話をしますけれど、4パーセントで計算すると、教職員の会などから資料を頂いたのですけれど、恐らく残業は8時間相当ぐらいだと。11時間も超えるようになると、学校以外の一般の社会であると労働基準法違反なのです。そうならないためにはただ働きではなくて、きちんとお金を払わなければいけない。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法みたいなものがブレーキになって、大昔にできた講師の先生方もおっしゃっていましたけれど、大昔にできた規定で4パーセント、昔は実情に合っていたかも分からないけれど、今は実情に合わない。それはもう共通認識ではないですか。これだって国に対して給特法というのはもう現状に合わないのではないかと上げていく。

今、教師の労働時間をきちんと把握するのが大前提だということをおっしゃいましたね。後で聞きますが、これが本当にできるかどうか確認したいのですけれど、本当にでき

るのだったら、残業した分をきちんと払う仕組みにするのが当たり前の人間社会のやり方です。それを、教師の分だけは聖職あるいは神職だから、ただ働きさせてもいいなんていうのはもう時代に合わない。

だから、きちんと労働時間を管理する方向で行くのであれば、いずれは条件に合わない給特法というのは改めていくべきだと思うのですが、これはどういう御見解ですか。

小倉教職員課長

正に教員の時間外勤務手当が出ない、以前にこの委員会でも質問が出てお答えさせていただいたとおり、これは現在の国の法律による仕組みになっております。

ただ、我々も当然そうですが、今国においてもこういった議論がされておりまして、時間外手当の支給に関しましては、勤務時間のしっかりした管理、把握も必要ですし、今の長時間と言われる状況を少しでも短くしないといけないという議論が国で進んでいるからこそ、こういった仕組みであるとか、文部科学省の各種定員の措置、あるいはスクール・サポート・スタッフのような補助事業といったいろいろなメニューが出てきています。

県としては、法律の改正は当然国のほうでやっていただきますが、それを待つだけではなく、国がその準備段階、あるいは今の教員の先生方の負担を少しでも減らすという応急策、県としてもまずはこれをいち早く実行するためにスクール・サポート・スタッフや部活動指動員、学習指導員といったものを活用してやっております。

当然、国の動向を県教育委員会としてもしっかりと見ていきたいと思っております。

扶川委員

まずできることからやるという精神は間違いのないのです。だから、最初から申し上げているようにそれを褒めているのではないですか。

国にも意見を言ってください。県として、今の給特法の4パーセントという仕組み自体がおかしいと国、文部科学省に意見を上げていただけますか。

小倉教職員課長

このあたりは賛否含めて議論があると思いますのでこういった状況なのか、あと要求するからには、当然我々の勤務時間がどうなっているかといったところも必要になります。

今回の条例で4月施行分につきましては、上限時間も設けましたけれども、あるいはこの変形労働時間制の活用がどの程度できるのかといった我が身をしっかりと分析して、しっかりと説明できるように働き方改革先進県となることが重要かと思っておりますので、まずは働き方改革をしっかりと進めたいと思っております。

扶川委員

この関係でもう1点だけ、教師の労働時間を把握する場合に、講師の先生もおっしゃっていましたが、単に在校時間だけ把握するのではなくて、授業準備、部活動、超過勤務、研修なども含む正確な在校等時間の把握が業務改善の前提条件であるということをおっしゃっていました。

これは当然だと思います。それがあってこそ初めて私が主張したような中身が成り立つ

のです。これは現状どうなっていますか。

長町教育次長

扶川委員から、在校等時間の把握についての御質問を頂きました。

教員の働き方という点について、先ほどからの議論で一般の労働者と違う点がございまして、超過勤務というのは上司の命を受けて行っているというものでございしますが、教員の場合にはそうした上司の命による勤務というのは超勤4項目というふうに定められております。

これは、例えば職員会議や実習、あるいは災害対応というふうに上司の命によって行うというものは4項目と定められておりまして、現状の文部科学省の考え方においては、それ以外の業務、例えば部活動や授業準備といったものは、上司の命によらず自発的、自主的に行っている業務だという位置付けがされています。

したがって従来、超過勤務を把握するといったときに小さな時間になってなかなか正確に把握できない、長くいるにもかかわらず正確に把握ができないということで、今回在校等時間という概念が新たに取り入れられました。

そこは学校にいる時間をベースに考えていこうということで、例えば部活動も入るし、学校で行っている明日の授業の準備も入る、全ての学校にいる時間をベースに、あるいはそれに加えて学校が終わってから家庭訪問に行ったら、それも含めるといった在校等時間というのを把握していこうという考え方ができたわけです。

その把握ということにつきまして、県立学校においては昨年8月から出退勤管理システムを導入いたしまして、それぞれの教員がパソコンを立ち上げるときに出勤を押し、帰るときには退勤を押します。いわゆるタイムカードと同じと考えていただければよいと思います。

そして、市町村立学校の教員につきましては、これまで我々も在校等時間の考え方や時間把握の大切さということを学校長の会議、あるいは市町村教育長の会議において繰り返しお願いしてまいったところでございます。

したがって、現時点では各市町村においてそれぞれ独自のやり方で把握されており、タイムカードの所もあれば、前に少しお話ししましたがエクセルに各自が記入していくというような形で把握されている所もあります。

そして、来年度からは、現在開発を行っております学校業務支援システムの中に県立学校と同様の出退勤管理システムが盛り込まれておりますので、そちらにおいて県立学校と同様に全ての職員の在校等時間が把握できるということになっております。

扶川委員

在校等と付いていますけれども、出先の分も何らかの形で記録するのですよね。自宅で授業準備した時間も記録するのですよね。

長町教育次長

いわゆる持ち帰りということですが、この持ち帰りについては個人情報保護などもありますので、我々としてはできるだけ避けていただくという方向でお願いしてい

るところでございます。

ただ、もちろんこれがゼロにはなっていないと我々も認識しておりますので、国や他の都道府県の状況も見ながら、そうしたものの把握の方法についても研究してまいりたいと考えております。

扶川委員

ある方から、指示をされたのか自分でそうしたのか分かりませんが、一回校門を出てタイムカードなりパソコンなりを落として、もう一回学校に戻って仕事をするような例もあるのだという話を聞きました。そんなことがあったのでは抜け穴になってしまうし、把握もできません。

これは講師の先生にも聞きましたけれど、これを厳密にきちんとできているかどうか、学校の状況の点検は誰がどのように行うのですか。

長町教育次長

在校等時間の確認、点検ということでございます。

こちらについては、まずはその学校の管理職において確認されるべきものと思っておりますし、次の段階では設置者である教育委員会が確認するようになると思っております。

扶川委員

このところはとにかく徹底する必要があるというのが私の意見です。

ただ、やはり現場の先生方の意見が直接聞けていないというのは疑問として大きく残ります。

徳島県教職員団体連合会が前向きだという話は前から聞いておりますけれども、徳島県の教職員団体は徳島県教職員団体連合会だけではないので、別の団体からはやめてほしいという声を聞いておりますから、それをもって学校の先生全体の声だと考えられるのは即断に過ぎます。

したがって、拙速をせずにもう一回きちんと学校現場の先生の意見から積み上げていくというような手順を採っていただきたい。黒崎委員もおっしゃたように、そういうことを附則で条例の中に書き込めないのかと思います。

できたらいいなと思いますし、いいアイデアだと思いますがどうですか。

小倉教職員課長

先ほど議論の中では徳島県教職員団体連合会の例も上がっておりますが、何も一部の団体だけが賛成をしているという言い方をしたわけではなくて、団体をはじめいろいろな教育委員会や学校長、教員、あるいはその教員の集合体である団体の意見の一例として賛成の声もあるということをお伝えさせていただきました。

また、新しい制度について、よく分からない不安のある制度ということで反対する先生もいるかと思いますが、これは繰り返しになりますけれども、この制度は反対する先生は使わないことになりますので全くデメリットがない状況です。

ただ、不安があるということは不安の解消に努めますが、何かしら制度が導入された

からといって不利益になるというものではなく、あるいは先ほどのように時間外勤務時間の数が減って見えてしまうのではないかといった思想等をお持ちの方から御理解を得るのはなかなか難しいかとは思いますが、そういった方に対しても働き方改革についての意識改革をまずは進めないといけないと説明してきております。

そういった意味で、現場の意見を聞いていないということはありませんし、当然徳島県教職員団体連合会以外にも、県内で登録されている団体に対して説明会を開き、その後恐らく反対されている1団体からは交渉の申込みもあって交渉し、その後その団体の方々の意見交換を通じて今の条例案の提案という段取りを踏んでおります。

申し訳ありませんが、そのあたりの順序、手続がおかしいという指摘は決して当たらないかと考えております。

扶川委員

その団体は納得はしていませんけれど話し合いはされているので、団体はいいです。

だから、黒崎委員がおっしゃったように、現場の先生についても意見が割れている。この状態で、これ自体は労働時間削減に直接つながらないようなことを無理にやる必要はないと思います。こんなのは全国で一番後でいいのではないかと私は思います。

それよりも先に挑戦的にやるべきは、教師の労働量、業務量を減らす、教師や学校の定員数なんかに対して力を入れていくことだと私は思いますので、残念ながら今日はこれに賛成することはできませんということを申し上げておきます。

本当はいろいろ聞きたいことがあるのですが、あとの点は簡単にお尋ねします。

一つは、今日あった小学校の新型コロナウイルス感染者の問題です。

感染対策そのものについては保健所のほうで指導していただいているので聞く必要はないと思うのですが、私が気になるのは差別の問題です。

この委員会で、人間というのは進化の過程で集団の存続を懸けて戦う中で、異分子を排除する行為に快感を覚えて正義感さえ抱くようになる脳みその構造ができているのだということを議論しました。一方で、その集団の中でも共感能力というのが育っていった、そこに訴えることで差別心というのは克服できるのではないかとということも申し上げたこともあります。

自分や自分の家族あるいは学校集団を守るために、感染した本人や本人に感染させた家族を責めようという心理が生まれるようなことがあってはなりません。逆に、こういう事案が起きたときこそ、これをチャンスと捉えて差別やいじめをしない子供に成長してもらうことが大事であると思います。

前提として聞きますけれど、休業はいつまでになる見通しですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま扶川委員から、休業はいつまでかという話を頂きました。

現在、徳島市教育委員会のほうで休業の検討をいたしておるところでございます。

扶川委員

分からないということですね。

学校を休んでいる間にこそ、この新型コロナウイルス感染症に対する理解の問題と併せて、新しい教材を工夫するなどして差別というものに対して向き合う勉強を課題としてやってもらうべきではないかと思うのです。何かそういう手立てはとられていますか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま徳島市教育委員会のほうで臨時休業の期間を検討中とお答えさせていただきましたが、先ほどですけれども、この木曜日まで休業して金曜日に学校を再開すると聞いております。

それと、子供たちに対する新型コロナウイルス感染症に関連した指導についてです。

発達段階に応じて子供たちが正しく理解し適切な感染防止の行動を取れますように、文部科学省から出された新型コロナウイルス感染症の予防の指導資料を基に、正しく感染症を恐れるということ、そして偏見や差別がないようにということの指導を行っているところです。

扶川委員

すぐに教材はできないと思いますけれども、先ほど申し上げたのは人間の共感能力というのをこの際育むべきだということです。

これは誰でもなり得るものなので、本当につらい思いをしている感染者の御家族や子供に対して共感するところまで教えてこそ、初めて教育だと私は思います。ただ、差別をしないでは足りないと思います。そこまで踏み込んだ教育を是非お願いしたい。

今後同じような事例があるかも分かりませんから日頃から教材をそろえて、文書でもいいですけど、今時のことですからドラマ仕立てでもいいですね。今後是非そういうものを工夫していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

濱田人権教育課長

先ほど扶川委員より、今般の感染報告を受けて、いじめや偏見、差別に対してどのように対応していくかという御質問がございました。

この11月に、このようなコロナ禍の状況下で教員研修がなかなか行いにくい中なのですが、各学校で人権教育の推進役を担う人権教育主事の研修会を行わせていただきました。対面あるいは集合での研修がやりにくい中でも、コロナ禍で誰もが感染し得る可能性がある今こそ重要な研修が必要であるという判断の下、しっかりとした感染防止対策を図りながら研修を行いました。

その中で、様々な学校で行われている新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害に対する指導といった実践例を紹介したり、あるいは県教育委員会作成の参考資料となる心のサポート動画等々の活用の周知と研修を行いましたし、数多くの実践例が報告され、より効果的な学びの共有につながってきました。

扶川委員のおっしゃるように、いつ誰が感染してもおかしくない状況というのは、逆に当事者意識を持って学ぶことができる効果的な人権の学びの機会であると捉えております。

今後も、しっかりとした新型コロナウイルス感染症対策と併せまして、偏見や差別、い

じめ防止に向け、教育委員会として現場の学びをサポートしていきたいと思います。

この夏に出した教育長メッセージの中でも、優しさと思いやりの輪を広げていこうと締めくくっておりますので、そういったしっかりと支え合う教育をサポートしてまいりたいと考えております。

扶川委員

もう1点、ある学校で生徒の問題行動がありまして、この生徒はその後反省し、学校から特別な指導を受けていたのです。

ところが、家庭の事情などにより与えられた課題をこなせなかったために、結果としては進路変更を求められることになりました。

その親御さんから何とかならないかという相談を受けまして、県教育委員会のいじめ問題等対策室のほうにも御相談に乗っていただいてお話を聞いていただきました。ありがとうございました。

県教育委員会に対して学校側の説明も聞いていただいた結果、一連の経過全体を見れば処分はやむを得ないと私も納得し、親御さんや本人に説明して今は何とか理解を得ることができたのです。

この一連の経過の中で改めて感じたのは、学校という閉鎖空間の中で起こった問題について後から親が子供から事情を聞いても、親は現場を見ていないのでなかなか事情を把握しづらい上に、子供を預けているという負い目もあって弱い立場でもありますから、本音を言えずに泣き寝入りしたり、あるいは逆に学校の怠慢に不満を抱いたりして、なかなか冷静に学校側と意思疎通できない現実がしばしば生まれるということです。

それが学校側にとったらストレスになり、業務改善の足を引っ張っているということもあります。

そこで、こういう問題が起きたときに調停的な機能を持つものが何かないかということ、これまで私ずっと以前、恐らく10年以上前だろうと思うのですが、この委員会でも議論したことがあるのですが、弁護士なんかに間に入ってもらって、客観的、公平な立場で話を聞いてもらえる仕組みはできないだろうか聞いたことがあります。

その後、国全体でスクールロイヤーというものが整備されましたが、このスクールロイヤーというのは私が最初に期待していたようなものとは、残念ながら少し違っているように思います。

効率化だけだと結構忙しいし、日本弁護士連合会の意見を見ると、学校の相談を受けて対応するけれども、法律家が直接家族の相談を受けるような仕組みにはなっていません。国全体でも、弁護士の団体でも少し考え方が違うようです。

しかし、心理を見るカウンセラー、それから生活面を見るソーシャルワーカーだけではなく、法律面や人権面なんかの広い知見を踏まえ、こういう問題が起きたときに親御さんの相談も受け学校との間にも立ち、話合いのときには同席できるような仕組みというのを徳島県として作っていけば非常に有用なのではないかと私は思うんです。

弁護士が忙しかったら、そういうことにたけた別の専門家を雇って、県の総合教育センターあたりに置いて周知していくような仕組みを作ればいいと私は思うのですが、今後そのようなことを検討していただきたいのですが、いかがですか。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま扶川委員から、スクールロイヤーの活用についての御質問があったかと思えます。

本県ではスクールロイヤーについて、法的側面からのいじめ予防教育、学校における法的相談への対応、それから法令に基づく対応の徹底という三つについて、学校からの要請に応じてスクールロイヤーを派遣して対応しております。

今、扶川委員がおっしゃいましたが、例えば中立的な立場、それから子供の最善の利益を念頭にということで、現在やっておりますところでは、このスクールロイヤーは中立的な立場で活動するもので、学校や子供、保護者の代理人として活動するものではないということになっております。

この制度については、徳島でも2年間は国の事業を受けて、そして今年は県の事業として引き続き実施しておるのですが、徳島弁護士会と連携して進めているものでもございますので、他県の事例なども研究しながら、今後どのように進化させていくかということを考えてまいりたいと思っております。

扶川委員

これは学校の先生の現場の精神的なストレス解消や物理的な時間の節約もかねていて、非常に有効な手立てだと思いますので、是非前向きに検討していただくことをお願いして、終わります。

井下委員

先ほど来、変形労働時間制の話が出ていますので、僕から1問だけ教育長に質問します。

先ほど黒崎委員が熱く語られていまして、少し火が付いたわけではないのですが、僕も二つの問題点があると思います。

一つは黒崎委員がおっしゃった点で、時間的に早いか遅いかという議論はあると思います。

ただ、この内容に関してなのですが、至ってシンプルな内容と僕は捉えております。

その上で、これができなければ、ずっと僕が言っている部活動ですとか、例えば先ほど有給休暇の話も出ていましたし、様々な学校現場での改革というのができないのではないですか。この程度といったら怒られるかもしれないけれど、これを学校現場にしっかり落としていくという僕からしたら至ってシンプルな内容ができないのであれば、ほかのことなんか到底できないような気がするのです。

そこで、何度も言いますが、最終的に変わるべきというのは現場の先生だと思っておりますので、現場の先生も含めてここをどうやって、どういう思いで取り組んでいくのか。教育長にお聞かせ願えますか。

榊教育長

様々な委員から、変形労働時間制度についていろいろな意見を頂いておるところです。

先ほども山西委員にお話ししたのですが、働き方改革について変形労働時間制とい

う手法もセットでやっていかなければならないと思っています。先ほど来ありましたように、変形労働時間制を使うことで教師の業務量が一概に減るものではありませんので、働き方改革とセットにしていくと。

教師の業務量を減らすことにつきましては、物理的な業務量を減らすことと、ほかの人に手伝ってもらうというやり方もありますので、ほかの人に手伝ってもらえる方については学習支援員やスクール・サポート・スタッフ、地域の方々など、いろいろな方に御協力をお願いし手伝っていただくことによって物理的なものを減らしていくと。

もう一方の物理的な業務量を減らすことについては、部活動のこともあるでしょうし、職員の研修について、夏休みに休みのまとめ取りができるように本当に子供に向き合うものだけに研修の日数を減らして、そこで先生方にお休みいただくような形で調整もしておるところです。

これ一つというのではなく、そういう多様なやり方をいろいろと組み合わせてやっていって、子供に向き合う時間が取れなくて本当にもんもんとされている、自分の身を削って仕事をされている先生方が、しっかりと子供に向き合った上で自分の時間も持って明日の教育に向かっていけるような働き方改革というのを、先ほど申しましたように強力にやっていきたいと考えておるところです。

井下委員

何度も言いますけれど、今回のこの変形労働時間制の仕組みは至ってシンプルだと思うのです。

その上で、いろいろな意見がある、現場の先生から反対があるということを言っていたけれど、やはり少し理解できていないのではないかと個人的には思います。

現場の先生にまずはここを理解してもらうのが第一なのですが、何度も言いますが、働き方改革自体は子供たちのためにやるべきだと思っていますので、なぜこれをやらないといけないのか、こういう制度を導入しなければいけないのかというのを含めて、きちんと子供ファーストの目線を持って、もう一度現場でしっかり議論してみてください。

今回の変形労働時間制に僕は賛成ですし、これが現場に定着しないようならそもそも何もできないと思っていますので、しっかりと取り組んでください。よろしく願いいたします。

増富副委員長

大した質問ではないのですが一番最後の質問ということで、扶川委員から新型コロナウイルス感染症の件でお話がありました。

昨日43名の子供を検査しましたが全員陰性であったということでして、例えばこれが三、四人という形で陽性になっておったら、いろいろな所に枝が張っていった大変なことになっていたということで、非常にほっとしておるわけでございます。

今のことの関連なのですが、この度こういうことになったのですけれど、一番心配するのは子供に対してのいじめや差別というのが非常に問題になってくると思います。また、実は徳島、コロナ、小学校と打ったら小学校の名前がぼんと出てくるのです。

そういう形になっていて、非公表にしていってもすぐに分かるというのが現実かと思うの

ですが、四国4県において徳島県は非常に優秀といったら言い方がおかしいかも分かりませんが、今は持ちこたえているような状況です。

他県を見ると、1日15人とか20人弱という非常に多人数が新型コロナウイルスに感染しておる状況でございますので、徳島県においてもいつこのような状況が起こってくるかというのは想像も付かない状態です。

特に、今回子供が感染したということで、教育委員会として子供に対していじめとかのケアをどのようにしていくのか、また学校に対しての誹謗中傷とかももしかしたらあるかも分かりませんが、そのようなことに対してどのようなことをしていくのか、お答えしていただきたいと思います。

濱田人権教育課長

先ほど増富副委員長から、今般の感染報告を受けてのいじめや偏見、差別が心配されるが、どのような対応かという御質問を頂いております。

感染者や濃厚接触者、その家族であることを理由に、人格や行動を否定するような態度や排除するような行動が起きることが懸念されております。

県教育委員会では、これまでの通知の中で偏見や差別、いじめの防止、それから相談窓口の周知徹底や児童生徒の心のケアといった点について依頼してきております。

また、先ほども申しましたけれども、県教育委員会教育長から偏見や差別、いじめの防止について、児童生徒や保護者、それから教職員に向けて、それぞれの目線に立った5種類のメッセージを発出して、偏見や差別、いじめの防止とともに優しさと思いやりの輪を広げていこうと呼び掛けておりました。

各学校において、児童生徒の発達段階に応じた新型コロナウイルスの感染予防対策や偏見、差別の不合理性についての学習がこれまでも多くなされております。先ほど扶川委員からの質問もあったのですが、誰が感染するか分からないという当事者意識を持って互いに支え合う人権学習が実践されております。

また、今般の感染報告を受けまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底についての通知を発出し、改めて児童生徒等への指導を依頼したところでございます。

当該校におきましては、児童生徒からの相談につきまして万全の体制を整えるとともに、学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣することとしております。

また、今後も引き続いて、24時間子供SOSダイヤル、こころとからだのサポートセンター、更には相談期間を大幅に拡大したSNS相談窓口の活用について周知を徹底することにより、児童生徒の心のケア、それから支援について取り組んでまいりたいと考えております。

増富副委員長

冒頭に申し上げましたとおり、徳島県においてもいつ何時ばっと広がるか分からないということで、今、濱田課長がおっしゃったようにしっかり対応してシミュレーションしながら、もしそういうふうなことになった場合に素早く対応できるようなシステムを考えておいてほしいと思います。

それともう1点、古川委員より質問がございましたが、県立では全国初めての夜間中学

校、しらさぎ中学校がいよいよ令和3年4月に開校します。

残すところあと3月少々ということで非常に忙しいところですが、先ほども現在18名が入学するというような御答弁がありましたし、また建物の改修もやっていますということで、この建物の改修のことと18名をどのような形で募集したのか、少し具体的に教えていただきたいと思います。

高崎教育創生課長

ただいま増富副委員長より、しらさぎ中学校の校舎の整備状況について御質問を頂きました。

徳島中央高校に以前設置しておりました工業科が徳島科学技術高校の定時制課程の工業科に移管したことによりまして、使用されなくなっておりました産業教育実習棟という建物を校舎として有効活用することで、施設整備の費用の縮減と工期の短縮を図っておりまして、8月下旬より2月末までの予定で現在改修工事を行っており、工事は順調に進んでいます。その改修工事の後に校内LANの工事や備品搬入を行いまして、建物としては3月末に完成するという見込みとなっております。

また、募集に際して広報をどのようにしてきたかという御質問を頂きました。

入学の希望者につきましては9月1日から募集を開始をしておりますが、先立ちまして8月には美馬市と徳島市で入学説明会、体験授業を実施したところです。また、新型コロナウイルスの感染拡大のため中止となっておりました阿南市での説明会を、今週末の12月13日日曜日午後にはひまわり会館で改めて開催することとしております。

また、これまでは日本語、英語、中国語、ベトナム語の4か国語でリーフレットを作成したり、日本語と英語のポスターを作成して、市町村教育委員会の御協力を頂き、公民館や図書館をはじめ、国際交流協会やハローワークなどの関係機関約350か所に配布しております。

また、しらさぎ中学校のホームページを6月1日に開設いたしまして、8月に実施しました説明会、体験授業の動画をはじめ、工事の様子が分かる写真などの情報も定期的にアップロードし広報に努めているところでございまして、昨日の時点で21万8,000件を超えるアクセスを頂いていることから高い関心を頂いていると感じております。

現在は、口コミによる効果を期待いたしまして、徳島市周辺の17市町村の民生委員の会議に訪問させていただいて、しらさぎ中学校を広報しているところでございます。

引き続き、まずは多くの県民の皆様にしらさぎ中学校という存在を知っていただくために、例えば担当者の名刺にQRコードを印刷して配布したり、感染対策をしっかりとした上でショッピングモールでの広報活動を実施したり、教育委員会内のみならず知事部局の関係各課の御協力も頂きながら、あらゆる手段で広報活動に努めてまいりたいと考えております。

増富副委員長

ただいま、何箇所かの言語のパンフレットを作ったということなのですが、他県では外国人が結構いるというようなことを聞いていますけれど、この18名の中で外国人は何名ぐらいおられますか。

高崎教育創生課長

現在、18名のうち5名の外国籍の方から入学許可の申請を頂いているところでございます。

増富副委員長

今の御答弁、県内においても広く募集したということですが、8月には徳島市、美馬市で説明会をやったということで、前に少し数字を見させてもらったら、徳島市にしても美馬市にしても説明会をした所は人数が増えているのですね。

コロナ禍ということで大変難しいこともあったと思いますし、今後もあると思うのですが、しっかりとやっていただきたいなと思います。

また、昼一番の御答弁の中で定員がおおむね60名ということだったのですが、例えば非常にうまいこと周知して60名が80名や90名になった場合、教員の数というのはどのような感じになるのですか。

小倉教職員課長

夜間中学における教員の数になりますが、基本的には公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律という国の法律の配置基準等に即して、各学校の学級数に応じて教員数を決めます。

夜間中学がどの程度の学級編成になるかどうかは今後入学される方々の状況等を鑑みながら検討が行われると思いますので、現時点で教員数が何名かと説明することはできません。

ただ、私も昨年に他県の既にある夜間中学に行き勉強させてもらいましたが、日本語の能力、流ちょうにしゃべれるか、聞き取れる程度か、書けるかどうか、あるいはその方がどの程度小学校あるいは中学校で学習されているかという状況、様々な方がいらっしゃいました。

そういった方々に対応できるようきめ細やかに指導する所が夜間中学校だと思っていますので、そういったことも踏まえながら実際の教員配置等を今後しっかりと検討していきたいと思います。

増富副委員長

実は先日、吉野川市議会のある議員の一般質問で、夜間中学校が開校し、吉野川市からこちらまで来るのにどうしても汽車通学とかになってしまうが、通学定期でも1年間にしたら10万円以上掛かるので補助とかはないのですかみたいな質問をされたみたいです。

これについては、どのようなお考えなのですか。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

ただいま、就学支援に関する御質問を頂きました。

夜間中学校設置に向けまして、就学の機会の提供、その他就学支援を含めた必要な処置に係る事務等についての協議を県全体で行うことを目的といたしまして、県内24市町村教

育委員会の代表者、県教育委員会の事務局、中学校校長会の代表を構成委員とする中学校夜間学級協議会というのを設置しております。

その会におきまして、平成元年度からの他県事例を参考にするなどして、生徒の就学支援の在り方についても協議いたしました結果、県からの支援ではなく、学ぼうとする生徒が住まわれている住所を有する市町村において支援を行う方向で御協力をお願いしております。

その後、具体的な検討を各市町村教育委員会で行っていただいているところですが、令和元年3月に実施した調査によりますと、ほとんどの市町村が就学支援を実施することが可能、又は前向きに検討という回答を頂いております。

令和3年4月の開校を見据えまして、今後も協議会において市町村教育委員会に対する協力と情報提供、アドバイス等を行ってまいりたいと思っております。

増富副委員長

募集についてもコロナ禍において非常に苦労したと思うのですが、あと3月ちょっとです。しっかりと周知をしてほしいのと、今の御答弁にあったようにやってみなければ分からないという側面もあるかと思しますので、入学してからしっかりと改善点等を見据えながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと修学旅行について、事前委員会で少し言わせていただいたのですが、当然のように感染者は出ていません。

それで、川島高校と阿波高校ということで吉野川市の生徒が両校にはたくさん通っているのですが、何人か知っている子がいて聞いたのですが、非常に良かったというようなことを聞いております。ホテルもきれいだったし、万全な体制を整えていてすごく楽しかった、良かったという声がすごくあったのです。

実際に、この修学旅行について改善点とかは出ましたか。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

増富副委員長から、修学旅行を実施した高校について御質問を頂きました。

学校からも、特に問題なく生徒も楽しい旅行ができたというふうに聞いております。

その後、学校生活のほうでも、特に問題なく授業を進めることができているということで、特に大きな改善点があったというふうな報告は受けておりません。

増富副委員長

ということは、まだ保留にしている県立学校もたくさんあるということなのですが、これから修学旅行をやっていこうという所は今はどうのような感じになっていますか。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

今後のことにつきましてですが、まず県立学校におきまして修学旅行を中止した学校もございます。

県立学校9校が保護者の意見や旅行先の感染状況等を踏まえまして、やむを得ず中止の決定をしたところですが、この9校につきまして確認いたしましたところ、各学校とも中

止の決定をしたものの修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情を踏まえ、代替行事を実施又は検討しておる状況です。

内容につきましては、保護者や児童生徒の意見を踏まえた上で、例えば日帰り若しくは1泊程度の研修旅行、校内での体験的活動など、修学旅行に代わる行事を工夫して実施又は検討している状況です。

また、現在まだ実施していない所につきましても、様々な検討、情報収集に努めているところです。

県教育委員会としまして、昨今の全国的な感染拡大の状況に鑑みまして、例えば県内貸切バス利用による近距離での実施など、実施方法の適切な変更等について検討したり、また中止の場合についても県内1泊研修や県内日帰りバス旅行等の代替行事を積極的に検討することといった通知を12月3日付けで出させていただきました。

安全、安心に修学旅行が実施できるよう指導、助言もしていきながら、生徒にとっていい思い出ができるような学校行事にしていだきたいと考えております。

増富副委員長

新型コロナウイルスがこれからどうなるかというのは何も分かりません。

これから考えておる学校や中止した学校には、阿波高校と川島高校が修学旅行を敢行した事例について、教育委員会が今持っている情報をしっかりと提供して欲しいと思います。

この時の阿波高校と川島高校の先生はなかなかすごいと思うのです。どういう責任問題が起こるか分からない状態で考えながらやった非常にすばらしい事例と思うので、これをまだ行っていない学校、今考えている学校に情報を発信してあげて欲しいと思います。

須見委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

立川議員、達田議員から発言の申入れがありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、立川議員、達田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

立川議員

皆様お疲れさまでございます。委員の皆様におかれましては御発言を認めてくださり、まずもってお礼を申し上げます。

私からは、生徒の自転車についてお伺いしたいと思います。

新聞報道によりますと、昨年1年間に全国で自転車運転違反の摘発が2万件を超えた、自転車運転中の事故死者の77パーセントに違反があったということで、一昨日の総務委員会で県警察本部に対しまして、交通事故防止の観点から自転車の安全利用に向けた取組な

どについて質問させていただいたところでございます。

その中で、平成28年4月に施行されました徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例では、1、ヘルメットの着用、2、点検整備の実施、3、損害賠償保険等への加入の3本柱を基本としておりまして、県民に対し努力義務を課しているところでございますが、2番の点検整備については中高校生などの若い世代を中心とした運転者の多くが履行できていないのではないかと危惧しているということを申し述べさせていただきました。

というのも、県内で学校における自転車点検をボランティアで実施している自転車業者の方から、ブレーキの利かない自転車で登校している生徒がいるという話を聞きました。動画と静止画で見させていただいたのですが、後輪のブレーキがないのです。

ブレーキが壊れた自転車というのは重大事故を起こし、被害者や加害者になる危険性が大変大きくなります。

県教育委員会では、県内の児童生徒などが関係する自転車利用中の事故について、件数などを把握されていましてら教えてください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま立川議員から、自転車利用中の事故について把握されていいますかという質問を頂きました。

県内における中高校生が関係する交通事故は、令和元年度におきまして中学生が39件、高校生が118件、合計157件が発生しております。そのうち、自転車の交通事故は中学生が39件中39件で100パーセント、高校生が118件中99件で約84パーセントと非常に高くなっております。

県としては、自転車の安全な利用に関する交通安全教育が大切であると認識しております。

立川議員

県内の中高校生が関係する交通事故は、自転車事故の割合が高いことが分かります。

ブレーキが壊れた自転車というのは命に直接つながる整備不良でございまして、中高校生の自転車事故を防止するためには、自転車利用時の交通ルールを守ること、整備不良の自転車には乗らないなどの規範意識を学校においてしっかりと教えていただくことが重要であると思っております。

また近年、自転車利用者が加害者となる交通事故におきまして、高額な賠償責任が発生するという事例が数多く報告されています。

学校ではこういったことに対してどのような取組をされているのか、教えてください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

立川議員から、学校の取組について質問を頂きました。

学校におきましては、関連する教科などで交通読本を活用したり、交通安全教室などを開催しまして、自転車の安全利用や交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図っているところであり、学校において自転車の点検を実施しまして、整備不良の自転車については修理、改善するように指導しております。

また、登校時に教職員による交通の危険箇所や交差点等での指導にも取り組んでいるところでもあります。

加えまして、高校や特別支援学校では交通マナーアップクラブを組織しまして、生徒会を中心に自主的な交通安全活動に取り組んでいるところでもあります。

また、賠償責任保険等の加入につきましては、年度初めに自転車賠償保険制度について保護者に案内し周知を図るとともに、多くの高等学校ではPTAの了解を得まして、全国高等学校PTA連合会の賠償責任補償制度に加入しているところです。

立川議員

今のお答えの中で、校内で自転車を点検する指導も行っておるということなのですが、内容についてもう少し詳しくお聞かせください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

本年11月に、各県立中学校と中等教育学校の3校、高等学校33校、合計36校に対して実態調査をさせていただきました。

全ての学校で自転車点検を実施しておりまして、そのうち16校が1年間に3回、15校が1年間に2回、5校が1年間に1回、自転車点検を実施しております。

また、自転車点検で整備不良箇所があった場合は速やかに修理、改善するよう家庭と連絡を取りながら指導し、後日再点検を実施し確認しております。

立川議員

自転車交通安全教育や自転車の車体点検など、学校において丁寧に指導していただいているということが分かりました。ありがとうございます。

しかし、依然として県内で中高校生における自転車の交通事故が発生している。一昨日の県警察本部の話では、年間で平均500件ぐらいの自転車事故があって、そのうちの3割が中高校生という話もありました。

学校での自転車点検で整備不良の自転車については指導されている現状を踏まえて、児童生徒への交通安全教育を推進し、自転車の点検整備の徹底について注意喚起を行い、自転車の交通事故の未然防止と事故に備えた賠償責任保険などの周知に努めていただきたいと思いますのですが、教育委員会としての考えを教えてください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、県としての考え方を示してほしいという話を頂きました。

県教育委員会では、これまでも交通安全教育の充実に努めてきたところですが、依然として児童生徒の自転車に関する交通事故が発生している状況であります。

本日の御意見や御論議を踏まえまして、学校における交通安全教育の充実と自転車の点検整備を徹底し、児童生徒の自転車の交通事故の未然防止に努めるとともに、機会を捉えまして賠償責任保険等の加入についても保護者へ周知するよう各県立学校並びに市町村教育委員会へ速やかに通知しまして、改めて注意を図ってまいりたいと考えております。

今後とも交通安全教育を推進しまして、児童生徒の自転車利用時の事故防止と交通マ

ナーの向上に粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

立川議員

交通安全教育や整備、保険への加入、これらは大変大切なことであります。しかし、これを何のためにするのか。大義は生徒の命を守るためです。

午前中の質疑で、井下委員から少しのきっかけで子供の人生は変わるというお話がございました。自転車事故で加害者になりまして、数千万円の損害賠償が発生すれば、生徒のみならず、御家族の人生もまた大きく変えてしまうのではなかろうかと思えます。そうならないためにも自転車保険への加入は非常に重要だと思います。

何度も申し上げますが、子供の命、人生を守るために自転車マナーの向上、事故が1台でも少なくなるよう、今後もしっかりと取り組んでいただきますよう要望いたしまして、私からは終わります。

達田議員

お時間を頂き、ありがとうございます。

2点質問させていただきますが、時間の関係で二つ一緒に質問させていただきます。

一つは、先ほどもお話がありました変形労働時間制の問題です。

今朝ほどの議論の中で、私の聞き間違いかも知れないのですが、望まない教員には適用しないというふうに聞こえたのですが、これは望む人だけに適用する制度なのかどうかお話しただけたらと思います。

それから、先ほどから現場での議論がとても大事ということが言われております。そのとおりだと思います。

それで、現場の教職員の意見というのがどのようにして集約されたのかということなのですが、各学校で教職員の皆さんが話し合いをして、うちの学校ではこういう話し合いをしましたという結果が報告され、それが集約されるという形になり、条例の提出というふうになっているのかどうかという点です。

文部科学省の初等中等教育局長が、各地方公共団体において条例の制定等に取り組んでいただく際には、適切なプロセスを通じて働く教師の意思が反映されなければ職場の環境は変わりません。したがって、当然のことながらしっかり話し合いをしていただき、教育委員会、校長と現場の教師等が共通認識を持って制度を活用していただく必要があるというようにお話をされております。

ということは、まず話し合いがあって、それが基になっているというのが基本だと思うのですが、その点について各学校からどのような意見が上がってきたのかお尋ねいたします。

もう1点、働き方改革には少人数学級が欠かせないと思います。

本会議でもお尋ねいたしましたところ、学校施設の整備や必要な教師数の確保といった課題もあるため、現在文部科学省が令和3年度概算要求を行っている少人数によるきめ細やかな指導体制への計画的な整備といった国の方針や予算措置等の動向をしっかりと見守る必要があると考えておりますと、教育長からお答えを頂きました。

これは、県としては是非やっていきたいというふうに受け止めたのですが、何しろお金

の問題がございますので、教室が足りない、先生が足りないということだと思っております。

そこでお尋ねいたしますけれども、小中学校、高等学校も含めて20人規模学級を実現するためには、教室数、職員数はあとどれだけ必要なのでしょうか。そして、これを実現するためにお金はどれくらい必要なのか、計算してありましたらお答えいただきたいと思います。

小倉教職員課長

まず1点目、どのような意見を聞き取ってきたのかという御質問ですが、正に先ほど黒崎委員からの御質問、その後の扶川議員の御質問の際にもお答えさせていただいたとおりでございます。

あともう1点、望まない教員について少しはしょって答えてしまいました。

この制度ができた場合も勤務時間や勤務条件、朝の通勤時間、帰る時間といったものがございまして。

そういった意味で、その勤務時間を定める校長先生と該当する教員の先生、二人ともがしっかりと共通の認識を持って、大丈夫である、あるいはそこで働いた分は夏休みにまとめて取ることができる、こういった確認を合せて初めてこの制度が活用できます。

例えば、望まない教員が居た場合に、無理である、あるいは夏休みも部活動の練習が忙しいのでまとめ取りはできそうにないという先生もいるかもしれませんし、育児や介護で長時間の勤務が難しい先生もいらっしゃるかもしれません。そういった場合には、そういった方々には適用しないということになります。

もう一つ、少人数学級についてです。

20人規模の学級になるかどうかは、今正に国での議論が行われております。

現時点ですと、現在の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に示されている学級の規模数と編成基準に即して、我々のほうで調査を掛け必要な人員等を国に対して要求していくという作業を行っておりますが、20人規模というところの実現についてはその制度的根拠がまだございません。

ですので、県としてはこういった場合に何学級、何クラスになるのか、また予算が幾らになるかといった個別の積算、あるいはその積算に必要な調査は行っておりません。

達田議員

変形労働時間制についてなのですが、これまでの議論をお聞きした限りでは、繁忙期と閑散期というのがあって、繁忙期に例えば1日10時間働いたら夏休みにお休みが取れますということなのですが、人間の体というのはそんなにうまくできていないと思うのです。寝だめ、食いだめということはできません。

やはり1日8時間労働が適用されるような生活習慣が一番当てはまって、健康にも一番いいのではないかと思います。

それで、この制度を導入する上で、学期中の労働時間が今よりも長くなってしまったら健康を守れるのかという心配が一つあります。

それから、先生が夏休みを取れるようになるというのは私も非常に賛成なのですが、夏休みといっても先生方には休みではなくて、毎日忙しく仕事をされている。

きちんと休みが取れるようにするためには、一つは行政研修や部活動、各種の大会など、いろいろな行事がありますが、こうした夏の業務を大幅に削減し教員の義務的な業務が基本的に入らないようにして、学校閉庁日の休暇を取得しやすい環境を作るということがまず大事ではないかと思うのです。

それから二つ目は、休日出勤や超過勤務に対する代休の確認を行っていくということが大事だと思うのです。夏休みが取れますといいましても、その代わりに各自の代休や年次休暇を使う機会がないとなるとおかしいことになってしまいます。

そういった夏休みが充実できるような、業務の少なくなるような方法を是非とっていくべきではないかと思うのですけれども、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、少人数学級につきましては、徳島県の場合はかなり以前から35人学級ということでやっております。36人になったら18人ずつのクラスということで非常にゆとりがあるクラスもあり、そうした例もたくさんございますね。

けれども、今はコロナ禍で間隔を取らなければいけないということで、ここは少し密ですけれども、大人も間隔を取りましょうということでやっておりますから、20人規模ぐらいのクラスにするのが一番理想的ですということを文部科学省も言っております。

子供たちが新型コロナウイルスに感染して、次々に感染していくというようなことがいつあるかも分かりませんので、教育の中でそれを防ぐという環境を作るということがまず大事だと思いますので、少人数学級実現のために国への要望、そして県も頑張るということで是非お願いしたいと思います。

一つ、県立富岡中学校は未だに40人学級なのですけれども、これを改善していく方向は見えているのでしょうか。お尋ねいたします。

小倉教職員課長

質問を頂いた順にお答えします。

まず、学期中の労働時間が増えてしまうというところで、なるべく時間どおりに帰っていただいて健康を崩されることのないように、また明日からの授業や子供との学校生活に支障がないようにというところは、正に我々も望んでいるところでございます。

ちなみに、この変形労働時間制の運用をする場合、例えば昨年度のデータ等を踏まえて、その時間帯は勤務時間外だけれど勤務時間外業務が発生するだろうと既に明らかになっている場合に、その期間について勤務時間の延長を設定できることになっております。例えば、そもそも勤務時間であったり、労働する予定がないにもかかわらず勤務時間のみを延長したり、また延長したことによって新しい業務を追加することはできないというような制度になってございます。

このため、既に長時間働いているという現状の上に勤務時間を割り当てるだけということになりますし、またこの制度を使った場合は代休とは違いまして、そもそも夏季休業期間中のいずれかの日に勤務時間を割り振らない。代休等の申請を待つまでもなく業務がない日を設定するものになりますので、そういった代休の取り損ねがあってはなりません。この変形労働時間制の場合はそういったことはなく、確実に休むという仕組みになってございます。

あと、夏休みを取れる環境づくりについてですが、これは非常に重要でございまして、

県としてこういった変形労働時間制を提案している以上はしっかりと姿勢を示さないといけないということで、来年度の研修は今年度に比べて25パーセント減というように目に見える削減措置を行っております。

そういったことを通じまして、休みが取りやすい、また変形労働時間制を使わなくともふだんの業務を減らして有給休暇を取りやすくするといったところをしっかりと進めていきたいと思っております。

最後に、少人数学級についてです。

正におっしゃったように新型コロナウイルス感染症対策について、今学校現場の先生方にはマスク着用の徹底や消毒の作業を非常に頑張ってもらっておりまして、県内では大きな感染はまだ発生してございませんが、そういったことをしっかりやりつつ、少人数学級になった際には、県もその制度にのっとって教員の確保等をしっかり頑張っていきたいと思えます。

富岡東中学校については別の者から答弁いたします。

高崎教育創生課長

富岡東中学校でございますが、開校してから定員を80名、今年度もそうですし来年度入学の令和3年度入学者選抜においても定員を80名と設定させていただいております。

令和3年度入学者選抜における出願期間は12月6日から12月8日の正午まででございます。現在136名の方から富岡東中学校への出願を頂いているところでございます。

地元阿南市の児童数はある程度維持しておりまして、同校の募集定員が周辺の中学校の学級編成に与える影響は余り大きくない状況でもございます。

また、志願倍率につきましても、開校以来ずっと2倍程度を維持しておるという状況から、児童の進学希望に応えるために募集定員は80名ということで設定させていただいている状況でございます。

達田議員

ほかの市町村立学校は全て35人以下ということで、ほかの2校の県立中学校も少人数学級を維持できておりますので、教室や先生を増やすといった工夫をしていただいて、全ての学校で少人数学級が実現できるように是非お願いして、終わりたいと思えます。

須見委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

まず、教育委員会関係の付託議案のうち、議案第14号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号・義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号・令和2年度徳島県一般会計補正予算（第7号）は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第14号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第6号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第10号・国の教育政策における財政的支援についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

榊教育長

請願第10号でございます。

①今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校等の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ることにつきましては、学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに新しい教育課題への対応も求められている中、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保する必要があります。

2021年度国予算の概算要求においては、義務教育9年間を見通した指導体制を支援する小学校専科指導の充実などに必要な教職員として、公立小中学校の教職員定数を2,397人増員する要求がなされています。

あわせて、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備のため、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた子供たちの学びの保障、GIGAスクール構想の下、個別最適な学びの実現などの新しい時代の学びを支える環境整備に向けて、予算編成過程で検討することとされています。

②教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与、待遇とすることにつきましては、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法、いわゆる人材確保法は教育職員の給与を一般の公務員より優遇することにより、優れた人材を確保し、もって我が国の教育水準

の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。

教育職員の給与等につきましては、平成19年3月の中央教育審議会答申、今後の教員給与の在り方についての中で、今後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の内容は維持しつつ、メリハリをつけた教員給与体系を構築することが示されております。

この答申を受け、国では教員の給与等の見直しに着手し、本県におきましても副校長、主幹教諭、指導教諭を設置するとともに、部活動指導手当を含む教員特殊業務手当の手当額の増額や義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減など、継続的に教員給与体系の見直しを行っているところです。

③教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすることにつきましては、小学校、中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し、義務教育費国庫負担制度により国が一定の割合を負担しておりますが、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

以上でございます。

須見委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第10号

須見委員長

ただいま、採択すべきものと決定いたしました請願第10号・国の教育政策における財政的支援については、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、文教厚生委員長名で意見書案を議長宛て提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

以上で、請願の審査を終わります。

これをもって、教育委員会関係の審査を終了し、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（16時01分）